南海トラフ地震防災対策推進基本計画

令和７年７月１日

中央防災会議

【　目　　次　】

前　文 1
第１章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項..... 3
第２章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針..... 5
第１節　「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化 5
第２節　地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応 5
第３節　巨大な津波に伴う被害への対応..... 6
第４節　超広域かつ多分野にわたる被害への対応 7
第５節　災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援..... 7
第６節　国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応..... 8
第７節　時間差をおいて発生する地震への対策等の推進..... 9
第８節　複数の災害等への同時対応（複合災害対策） 12
第９節　主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 12
第 10 節　訓練等を通じた実効性のある対策の推進 13
第 11 節　防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進..... 14
第 12 節　総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化..... 15
第 13 節　地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握 15
第３章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策..... 16
第１節　地震対策 16
第２節　津波対策 30
第３節　総合的な防災体制 37
第４節　災害発生時の対応に係る事前の備え 43
第５節　被災地内外における混乱の防止..... 65
第６節　多様な発生態様への対応 69
第７節　様々な地域的課題への対応..... 69
第８節　後発地震への対応 78
第４章　南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針81
第１節　初動体制の確立..... 81
第２節　広域応援体制の確立 82
第３節　迅速な被害情報の収集..... 83
第４節　津波からの緊急避難への対応 83
第５節　緊急輸送のための交通の確保 84
第６節　救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動 84
第７節　津波火災対策 84

第８節　膨大な傷病者等への医療活動 84
第９節　物資の絶対的な不足への対応 85
第 10 節　ライフライン等の臨時確保・復旧対策 85
第 11 節　膨大な避難者等への対応 86
第 12 節　一斉帰宅抑制対策 86
第 13 節　国内外への適切な情報提供 86
第 14 節　施設・設備等の二次災害対策 87
第 15 節　原子力事業所等への対応 87
第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項 88
第１節　重点施策に関する事項 88
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 88
第３節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 89
第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項 95
第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 96
第６節　防災訓練に関する事項 105
第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 105
第８節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 107
第６章　南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項 108
第１節　対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者 108
第２節　津波からの円滑な避難の確保に関する事項 108
第３節　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項 111
第４節　防災訓練に関する事項 114
第５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 114

前　文

○　東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成１４年７月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。

○　また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が平成１５年１２月に中央防災会議で決定された。

○　これらを受けて、中央防災会議は、平成１６年３月に東南海・南海地震防災対策推進基本計画を、平成１７年３月に、東南海・南海地震の地震防災戦略を策定した。また、東南海・南海法第３条の規定に基づき指定された１都２府１８県６５２市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、関係事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。

○　その後、平成２３年３月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成２５年１１月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年１２月に施行された。

○　これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

○　この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、南海トラフ法第４条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。

○　この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したものとしておかなければならない。

○　なお、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、「東南海・南海地震の地震防災戦略」及び「東海地震の地震防災戦略」は、廃止する。

○　また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成２５年法律第９５号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

第１章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○ 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、平成２３年３月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害を踏まえ、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した防災対策の検討が必要となり、その検討を踏まえた基本計画を平成２６年３月に策定して防災対策を進めてきたところである。

○ 令和６年３月に基本計画の策定から１０年を迎えることを踏まえ、基本計画の変更に向け、令和５年２月に内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び同年３月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討された。

○ 今回の被害想定の見直しでも、平成２３年３月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしたことから、南海トラフ地震対策を検討するに当たっては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定することとした。

○ その結果、新たな被害想定としては、震度６弱以上又は津波高３ｍ以上となる市町村は、３１都府県の７６４市町村に及び、その面積は全国の約３割、人口は全国の約５割を占め、引き続き、極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

○ この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、一度発生すれば、西日本を中心に超広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、サプライチェーン寸断に伴う日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。

○ 一方で、南海トラフ沿いの地域においては、これまで１００～１５０年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価においては、この地域におけるマグニチュード（以下「M」という。）８～M９クラスの地震の３０年以内の発生確率は８０％程度（令和７年１月１日現在）とされている。

○ したがって、まず、このような地震に対して、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する。

○ 南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）への対策については、前述の対策も生かしつつ、とりわけ最大規模の地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の

最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中心に、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、早期避難意識の維持・向上とともに、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

○ 広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。

○ また、山がちな半島等を含む地理的特徴、高齢化といった社会的特徴、発災時期による季節的特徴等により、津波からの避難や広域的な支援が遅れ、被害が拡大するおそれがあることから、こうした課題を踏まえた防災対策を推進することが重要である。

○ くわえて、一人でも多くの「人命を救う」ことを基本とした防災対応に資するためには、大規模な地震やこれに伴う津波が発生する前に、地震発生の注意を促す情報を発信し、地震発生に備えた防災行動をとることも必要である。現在の科学的知見では、南海トラフ地震の発生時期・発生場所・規模を確度高く予測することはできないものの、南海トラフ地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっていると評価された場合には、地震発生に備えた防災行動をとることで被害をできるだけ減らしていくことが重要である。

○ このように、南海トラフ地震については、災害が超広域かつ多分野にわたるとともに、災害に充てる人的・物的資源が限定されるという非常に厳しい状況となることを踏まえ、行政のみならず、企業、地域及び個人が巨大地震・津波が発生した際に起こり得る事象を冷静に受け止め、正しく理解するとともに、当事者意識を持って南海トラフ地震対策に主体的に取り組むことが必要である。

○ このため、南海トラフ地震への対策の検討に当たっては、これまで経験してきた地震・津波災害への対策の充実・強化を図るということのみならず、我が国が経験したことのない災害になることを踏まえ、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭におく必要がある。その上で、事前の備えとして頑強性のある予防対策及び応急対策を検討し、これらの対策を、社会のあらゆる構成員が連携しながら着実に推進することをもって、被害の軽減を継続して図っていくことが重要である。

○ そして、行政は被害想定をはじめとする様々な情報を提供し、各主体がその内容を理解・納得して共感するための行政・地域・住民間におけるリスクコミュニケーションを図るとともに、「自らの命は自らが守る」という意識の下、国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築、「災害文化」の定着に向けた取組の強化をしていくことが重要である。

第２章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

○　南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、これまでの対策によって被害量は一定程度減少したが、災害の特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の大規模地震が発生する可能性があること、④高齢化や人口減少等の社会的要因に伴い災害対応に係る人的・物的資源に限りがあること、⑤大都市や離島・半島、孤立可能性地域等の地理的特性による課題があること、⑥これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑦南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、これまで経験したことのない甚大な被害が想定されること等が挙げられる。

○　このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、「行政が守る者、国民が守られる者」という考え方から、「行政・地域・事業者・国民が共に災害に立ち向かう」という考え方を国民一人ひとりに意識付けることが重要である。

○　以上のことから、国、地方公共団体、地域、企業、NPO 法人、ボランティア団体、国民一人ひとり等、様々な主体がコミュニケーションを図りながら総力を結集して南海トラフ地震に臨むため、計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要がある。

第１節　「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化

○　新たな被害想定では、津波や建物倒壊等による直接死者数について、最大で約２９．８万人と引き続き極めて厳しい想定が示されるとともに、負傷者数が約９５．２万人、建物被害人口が約１，２３０万人と併せて、新たに少なくとも約２．６万人～約５．２万人の災害関連死の想定数も示された。

○　このような厳しい事態が想定され、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがある中、国民の生命を守り抜くためには、津波や建物倒壊等による直接死を減らすとともに、直接死を免れた被災者の命が災害関連死によって失われることを防ぐための対策について、重点的に取組を進める必要がある。

○　このため、被害の絶対量を軽減するための住宅の耐震化や津波対策、適切な避難行動の促進、ライフラインや交通インフラの強靭化、救助体制の強化といった「命を守る」対策とともに、救急救命の強化、ライフライン、インフラ等の早期復旧・機能維持、避難生活の質の確保といった「命をつなぐ」対策について、特に重要な施策として位置付け、重点的に対策を推進する。

第２節　地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応

○　南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建築物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響等、対応を誤れば、社会の破綻

を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

○　建築物の耐震化は、これまでの取組により、一定の成果は見られているが、改めて、南海トラフ地震対策として、国、地方公共団体、事業者、国民等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。

○　この場合、建築物全体の耐震化に加え、住まいや社会経済活動に必要不可欠なライフライン施設、インフラ施設、これらを維持管理する資機材等が損壊すると、発災後の生活環境の整備が十分ではなく、ひいては中長期的な復旧・復興対応に大きな支障を来すことが考えられるため、「住まいや社会経済活動に必要な機能の維持・強化」という観点での対策も併せて推進する。特に、医療・福祉施設をはじめとする、発災後の事業継続が強く求められる業種においては、より一層の対策を推進する。

○　長周期地震動については、震源域から離れた地域に立地する高層建築物や石油コンビナート等の燃料貯蔵施設にも影響を及ぼすことが想定されるため、それらの対策を推進する。

○　「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策や緊急消防援助隊等の充実・強化を推進する。

○　経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

第３節　巨大な津波に伴う被害への対応

○　津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するためには、将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。

○　海岸管理者等は、レベル１の津波を対象として海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、後背地の被害の軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造とする。くわえて、国、地方公共団体等は、レベル２の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

○　南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、地域住民等は、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講ずる。

○　国、地方公共団体等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、防災教育、避難訓練、高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要

する者（以下「要配慮者」という。）への支援等の総合的な対策を推進する。

○　また、国、地方公共団体等は、復興事前準備の取組を一層推進し、復興まちづくりと整合するように基幹インフラを復旧させる検討を行うなどの、地域での最良の方策を検討する。

第４節　超広域かつ多分野にわたる被害への対応

○　南海トラフ巨大地震では、震度６弱以上又は津波高３ｍ以上となる市町村は、３１都府県の７６４市町村に及び、その面積は全国の約３割、人口は全国の約５割を占める超広域となる。このため、局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定量的な分析等を行うことで対策の実効性を高めることを検討する。

○　国、地方公共団体等は、被害の絶対量の軽減と発災後の救助・救急から避難生活環境の整備、経済活動の継続・再開、復旧・復興に向けた対応に至る一連の災害対応の加速化につながることから、住宅・建築物やライフライン、インフラの耐震化、まちづくりと連携した地震対策を進めることが重要である。

○　国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には停電、通信の途絶、交通寸断、地方公共団体等行政機関の被災により被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処することが必要になることから、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組みを一層強化する必要がある。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

○　国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

○　また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星画像のほか、無人航空機をはじめとする遠隔操作機器や、個人・事業者等から発信される情報を最大限活用して、概略の被災状況を把握する。その際、通信が途絶する場合も想定し、情報共有手段の冗長化やデータ容量・形式の効率化の検討を行う。

○　さらに、国、地方公共団体等は、大都市地域や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の備え等への理解を進めることにも取り組む。

第５節　災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援

○　「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、発災直後から在宅避難等を含めた避難者の良好な生活環境を整備し、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供

給体制の確立を図る。また、避難場所等によって支援の濃淡が生じないように、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施に取り組む。

○　避難者の良好な生活環境を整備することは、被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死防止の観点から極めて重要である。

○　そのため、発災時においては、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の整備等による生活環境整備に加え、避難する場所にかかわらず、避難者へあらゆる支援を届ける手段を講ずる必要がある。特に、高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、切れ目のないケアを実施する必要があるため、保健・医療・福祉関係職員の速やかな活動を支援する。

○　また、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を引き続き推進するとともに、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の親戚・知人宅、避難所、ホテル・旅館等への避難等を促す方策も推進する。

第６節　国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応

○　経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出をはじめ、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

○　復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者は、道路ネットワークや水上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化又はライフライン施設若しくはインフラ施設の早期復旧を図る。

○　また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外の仕入れ先や生産拠点の複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータや各種業務システムの冗長化・分散管理等の対策の自主的な事業継続の取組を、地域内外での企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

○　また、地域金融機関や、商工会議所等の経済団体は、災害時において、被災した事業者や地域経済を支えるための重要な役割を担っている。そのため、平時を含め、事業者の経営状況や経営者の意向を踏まえつつ、地域産業の方向性等の将来を見据え、地域経済の強化に資するような事業者支援を推進する。

○　政府が被災地対応をしっかり行っている事実の発信が、日本への信頼の保持につながるという認識の下、国は、国内及び海外への情報発信が的確にできるよう戦略的な備えを構築する。

○　スマートフォン等による電子決済システムは、災害時の混乱により全国的に影響を受けるおそれがあることを踏まえ、関係事業者や金融機関等は、システムの稼働状況に関する情報提供体制の確保や、一時的な現金需要への対応を含め、金融・決済機能を確実に維持するための取組を推進する。

第７節　時間差をおいて発生する地震への対策等の推進

○　南海トラフ沿いでは、1854 年の安政東海地震・安政南海地震では約３２時間の間隔をおいて発生し、1944 年の東南海地震・1946 年の南海地震は約２年間の間隔をおいて発生している。

○　このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差をおいて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

○　国、地方公共団体等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差をおいた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

・　南海トラフ地震臨時情報（調査中）
・　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
・　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

○　南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたＭ６．８程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

　これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

○　世界の事例では、Ｍ８．０以上の地震発生後に隣接領域で１週間以内にＭ８クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に１回程度とされており、また、Ｍ７．０以上の地震発生後に同じ領域で１週間以内にＭ８クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に１回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

・　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ８．０以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
・　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０km 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生し、又は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
・　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南

海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。また、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しない場合があることや、平時においても南海トラフ地震発生の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないこと等にも留意が必要である。

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。

○ 後発地震に対して警戒する措置は、以下に掲げる措置等とし、国、地方公共団体等は、第５章又は第６章の定めるところにより、あらかじめ南海トラフ地震防災対策推進計画又は南海トラフ地震防災対策計画に定めておくものとする。

・ 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
・ 日頃からの地震の備えの再確認（避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等における備蓄の確認　等）
・ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

国は、第４章の定めるところにより、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨を地方公共団体に指示し、国民に対する周知を行うものとする。

○ この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。

○ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則終了するものとし、推進地域においては更に１週間（対象地震発生から３３６時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了するものとする。

○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞ 程度までの範囲でＭ７．０以上の地震

（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から１週間（対象地震発生から１６８時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了するものとする。

○ 後発地震に対して注意する措置は、以下に掲げる措置等とし、国、地方公共団体等は、第５章又は第６章の定めるところにより、あらかじめ南海トラフ地震防災対策推進計画又は南海トラフ地震防災対策計画に定めておくものとする。

・ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認　等）
・ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

国は、第４章の定めるところにより、後発地震に対して注意する措置について、国民に呼び掛けるものとする。

○ 地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応が、津波の到達時間、津波浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった地域の状況等によって異なることを踏まえ、具体的な行動を各主体の実情に応じて自ら検討し、事前に決めておくものとする。

○ 国は、地方公共団体等において後発地震に対する措置についての検討・改善が継続的に実施されるよう推進及び支援するものとする。

○ 国、地方公共団体等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。

・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
・ 国からの指示、国民に対する周知及び呼び掛けの内容

○ 国、地方公共団体等は、上記の内容等の伝達に当たっては、適宜、報道機関等を通じて迅速かつ確実に国民に伝達されるよう努めるものとする。

○ 国、地方公共団体等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動に当たるよう周知する。

○ 国、地方公共団体等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

○　国、地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報発表時に国民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び国民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、南海トラフ地震臨時情報発表時における地震リスクや防災対応に関する平時との違い、及び、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動をあらかじめ決めておくことの啓発を行うものする。

第８節　複数の災害等への同時対応（複合災害対策）

○　大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害や様々な感染症等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。このため、それぞれの災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮した対策を図る。

○　特に、感染症の対策については、関係機関が連携して、平時からの感染症への対応を国民に周知・徹底するとともに、ライフライン、インフラの早期復旧や避難施設の環境改善等を検討する。

○　また、複合災害は、想定され得る条件が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、対応の検討に当たっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮するものとする。

第９節　主体的に防災対策に取り組む社会の醸成

○　津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。

○　防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体との広域連携、地域住民等、地域の企業等との連携等のように、あらゆる力を結集し、社会全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。さらに、防災・減災に取り組む主体の活動を社会的に評価するとともに、必要な人的資源や経済的資源が集まる仕組みを醸成する。

○　地域全体での防災力の向上を図るため、その中核となる消防団の充実・強化や自主防災組織等の活性化を推進する。

○　また、防災対策が有効に実施されるためには、国民一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学生等が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。

○　国、地方公共団体、ライフライン事業者及びその他の機関は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査、復興事前準備等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

○　国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化が図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。

○　津波対策の推進に関する法律（平成２３年法律第７７号）において、１１月５日は津波防災の日とされており、国、地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

○　東日本大震災を契機として平成２５年１２月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき国土強靱化基本計画が策定され、同法において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更及び南海トラフ巨大地震対策においても、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえた計画等とする必要がある。

第 10 節　訓練等を通じた実効性のある対策の推進

○　防災体制を実効性のあるものとし、国、地方公共団体といった行政だけで完結させることなく、事業者・国民等の地域と一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行い、その結果を防災計画の修正に反映させ、更なる高度化を図る。

○　また、南海トラフ地震の被害の広域性や時間差をおいて発生する地震も考慮して、複数の地方公共団体あるいは地域ブロック単位といった広域的な訓練、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応を想定した訓練を行う。

○　津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

○　国、地方公共団体、とりわけ市町村は、防災担当部局の職員について、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、国をはじめとした様々な機関が実施する研修や人材ネットワークの構築等を通じて、資質向上を図り、人材育成を強化する。

○　受援体制については、国、地方公共団体は受援計画の策定・見直しや実効性を高めるための研修会等の取組を推進するとともに、地方公共団体の職員が応援

職員としての被災地方公共団体を支援する経験を積むことにより、自団体の防災力の向上を図る。

○ 国は、国による応援組織の充実・強化、資機材や装備品等の充実、地方公共団体に対する応援体制強化を図る必要がある。

第 11 節　防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進

○ 国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時・南海トラフ地震臨時情報発表時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や地域住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究・技術開発について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

○ 国、地方公共団体、研究機関等は、地震・津波に関する観測データ等の共有を図るとともに、緊急地震速報や地震情報（長周期地震動に関する情報含む。）、津波警報等について、陸域及び海域の観測データを活用し、引き続き適時適切な発表と改善を図るほか、情報発表に必要な観測網の維持・強化や情報の利活用を推進する。

○ さらに、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上、津波の時間推移に関する適時的確な情報提供について検討を進める。

○ 国、研究機関等は、南海トラフ沿いの地震活動や地殻変動等のモニタリングに必要な観測網の維持・強化、モニタリング手法の高度化に加え、リアルタイムデータを収集・共有してモニタリングを行うとともに、解析の迅速化を図りつつ、互いの解析結果を共有・比較・評価し、情報を適切に発表する。特に、南海トラフ地震臨時情報等の適時適切な発表については、大規模地震が発生した場合においても、モニタリングや評価が適切に継続できるような体制の維持・強化を図る。

○ 国、地方公共団体、研究機関等は、安価で効果的な建築物やライフライン施設、インフラ施設等の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、円滑な消火活動や救助活動等の人命の安全確保のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

○ 地震発生時における火災被害の低減、人命の安全確保等に資するよう、円滑な消火活動、人命救助活動等のための官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進する。

○ 発災後の災害応急対策及び避難生活環境の確保に資する技術として、孤立しても地域で自活できるライフライン関連機器の小型化・可搬化技術の開発・普及、

建築物本体及びエレベーター等の周辺施設の使用継続の早期判定・早期復旧技術の開発・普及についても推進する。

第 12 節　総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化

○ 国、地方公共団体、事業者等は、所管する施設における事前対策及び災害応急対策に当たって、災害時に発生する事象、施設の機能、関連する施設における事業形態・耐障害性・相互依存や関係性等を認識した上で、連携した対策を図る。

○ また、人的・物的資源の不足を軽減するため、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、事業者・NPO 法人・ボランティア等の参加による地域貢献、行政と事業者又は事業者同士での協定の締結や登録制度等といった、多様な主体の地域との連携・協力体制を構築し、総力を挙げた事前防災及び災害対応を推進する。

○ そのため、平時における各主体間の連携を構築した上で、地域における訓練等の場を通じて国民への周知を図るとともに、災害時に連携体制が効果的に機能できるような仕組みづくりを検討する。

第 13 節　地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

○ 各種地震防災対策については、推進地域におけるものをできるだけ詳細に把握・公表するものとする。

○ その上で、国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、各種防災対策の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施するものとし、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、必要に応じて基本計画の変更等を機動的に実施する。

第３章　南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

○　南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第２章の基本的方針を踏まえ、以下のハード・ソフト両面から基本的な施策に取り組むものとする。

○　これらの基本的な施策の実施により、①地震・津波から命と社会を守り、②直接的被害から助かった命や生活を維持し、③生活や社会経済活動を早期に復旧することの実現を図るものとする。

○　このうち、人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約２９万８千人から今後１０年間でおおむね８割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊焼失棟数を約２３５万棟から今後１０年間でおおむね５割減少させることを減災目標とする。

○　それに加え、備蓄等の地震発生への備えやライフライン、インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す。

○　減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定性的な目標を掲げる。具体目標は、基本的に令和８年度から今後１０年間で達成すべきものであり、推進地域（７０７市町村（１都２府２６県））を対象とした目標をとりまとめたものである。なお、具体目標は、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、また、他の計画に合わせ、適宜必要な見直しを行うこととする。

○　南海トラフ地震の甚大な被害から国民の命を守ることは極めて重要であることから、具体目標のうち「命を守る」「命をつなぐ」ために、完遂するべき特に重要な施策については、特に重要な具体目標（以下、第３章中の具体目標のうち「★」印を付した施策）を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進することとする。

第１節　地震対策

１　建築物の耐震化等

○　建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化や老朽化対策、家具等の固定・ガラス飛散防止による建築物の屋内の安全確保、ブロック塀等の転倒防止、緊急地震速報の的確な提供等に重点的に取り組むとともに、進捗状況について定期的な確認を行う。特に、様々な応急対策活動の拠点や避難所となり得る公共施設・学校、医療・介護関連施設、事業所等の事業継続が強く求められる施設については、天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策も併せて推進する。

【目標】

①　住宅等の耐震化【国土交通省、厚生労働省、こども家庭庁】

・　耐震性が不十分な住宅・建築物について、補助制度等の周知や活用促進による耐震診断、耐震改修及び建替え等の耐震化を図るとともに、高齢者等の住宅で、資金不足等でやむを得ず本格的な耐震改修等を行えない場合でも地震からのリスクを低減するための方策として段階的又は部分的な耐震改修工事の実施、耐震シェルターや耐震ベッド等の導入等を図る。また、屋外転倒物の対策として、ブロック塀等の転倒防止対策を図る。

【具体目標［1-1-①］】

★　居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

＜推進地域（市町村（15,000 人未満を除く。））＞

90%【Ｒ５】　→　耐震性が不十分なものをおおむね解消【Ｒ17】※

※　耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

★　耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

＜推進地域（市町村）＞

92%【Ｒ５】　→　耐震性が不十分なものをおおむね解消【Ｒ12】

★　廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、倒壊のおそれのあるブロック塀の改修が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

20%【Ｒ４】　→　53%【Ｒ12】

②　家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策【内閣府、消防庁】

・　住宅内の安全確保のため、「みんなで減災」等を活用した対策の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレット、SNS 等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。

【具体目標［1-1-②］】

・　家具の固定率

＜全国＞

36%【Ｒ４】　→　60%【Ｒ17】

③　学校の耐震化【文部科学省】

・　地震発生時における児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。

【具体目標［1-1-③］】

・　避難所等にもなる国立大学法人等の耐震化率
　＜全国＞
　　99.9%【Ｒ６】　→　100%【早期】

・　避難所等にもなる公立学校の耐震化率（非木造）
　＜推進地域（市町村）＞
　　99.9%【Ｒ６】　→　100%【早期】

★　避難所等にもなる私立学校施設の構造体の耐震対策完了率
　＜全国＞
　　93.8%【Ｒ４】　→　100%【R10】

★　避難所等にもなる私立学校施設の非構造部材の耐震対策完了率
　＜全国＞
　　39.4%【Ｒ４】　→　65.8%【R12】

④　医療施設・社会福祉施設等の耐震化【厚生労働省、こども家庭庁】
・　災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターのみならず、一般病院・診療所や社会福祉施設等の耐震性が不十分な建物について、耐震補強や非構造部材の対策等を図るとともに、ブロック塀等の改修を行う。
【具体目標［1-1-④］】
★　災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関）の耐震化率
　＜推進地域（都府県）＞
　　82%【Ｒ４】　→　100%【R23】

★　廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等の耐震化率
　＜全国＞
　　99.47%【Ｒ２】　→　99.71%【R12】

⑤　防災拠点となる公共施設等の耐震化【警察庁、消防庁、文部科学省】
・　避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化や非構造部材の対策を図る。
【具体目標［1-1-⑤］】
・　防災拠点となる公共施設等の耐震化率
　＜推進地域（市町村）＞
　　96.8%【Ｒ４】　→　100%【R12】

・　災害発生時に警察活動の中核拠点となる警察施設の耐震対策の完了率
　＜推進地域（都府県）＞
　　99%【Ｒ６】　→　100%【R12】

★　避難所等にもなる公立社会体育施設における構造体の耐震対策完了率
＜全国＞
86.8%【Ｒ５】　→　100%【R10】

⑥　自衛隊施設の強化【防衛省】
・　災害を含むあらゆる事態における部隊の迅速かつ適切な任務遂行を図るため、部隊運用の基盤となる自衛隊施設の強靱化（建物の建て替え・改修等）を図る。
【具体目標［1-1-⑥］】
★　全国の自衛隊施設の強靱化（建物の建て替え・改修等）の整備完了率
＜全国＞
19%【Ｒ５】　→　100%【R11】

⑦　災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保【国土交通省】
・　災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。
【具体目標［1-1-⑦］】
★　災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策（電力確保のための改修、劣化箇所の改修等）の完了率
＜推進地域（市町村）＞
0%【Ｒ６】　→　42%【R12】

★　国土交通省の庁舎等の防災拠点のうち、信頼性の高いネットワーク（大容量化・冗長化した光ファイバ通信、多重無線通信等）を運用できる防災拠点の整備完了率
＜推進地域（市町村）＞
30%【Ｒ５】　→　75%【R12】

・　地方整備局の主要な災害時活動拠点（本局・事務所等）におけるインフラ DX ネットワーク（高速・大容量の通信環境）への接続完了率
＜推進地域（都府県）＞
70%【Ｒ６】　→　100%【R12】

⑧　緊急地震速報の精度向上【気象庁】
・　地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の精度向上を図る。
【具体目標［1-1-⑧］】
★　緊急地震速報を大きく外すことなく精度良く（震度の誤差が震度階級で±２階級以下）提供した地域の割合
＜全国＞
89.3%【H28～Ｒ２の平均値】　→　92%【Ｒ８～R12 の平均値】

⑨　マンション・高層建築物における防災対策の強化【国土交通省】

・　マンション・高層建築物内設備の地震対策や機能強化を図る。

【具体目標［1-1-⑨］】

・　地震時管制運転装置の設置率

＜推進地域（都府県）＞

48%【Ｒ６】　→　70%【Ｒ17】

⑩　地震観測施設の耐災害性強化【気象庁】

・　地震観測施設の耐災害性の強化を図る。

【具体目標［1-1-⑩］】

★　地震観測施設の耐災害性強化の完了率

＜全国＞

41%【Ｒ６】　→　67%【Ｒ12】

２　火災対策

○　国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及について、特に木造住宅密集市街地等の重点的に普及を推進すべき地域の選定、安全灯や非常用電源との一体設置の必要性も含めた感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を促進する。さらに、電気器具の不適切な使用・維持管理不良に関する注意喚起を実施するとともに、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

○　国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図る。

○　都市部の木造住宅密集市街地等では、地震時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害が発生しやすい特性がある。このため、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組むとともに、木造住宅密集市街地付近における避難場所や避難路の確保、周知等の避難体制の整備を図る。

【目標】

①　住宅等の耐震化【国土交通省】

・　建物被害に伴う出火を軽減するため、住宅等の耐震化を図る。

【具体目標［1-2-①］】

★　居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）（再掲）

＜推進地域（市町村（15,000 人未満を除く。））＞

90%【Ｒ５】　→　耐震性が不十分なものをおおむね解消【Ｒ17】※

※　耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

★　耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

92%【Ｒ５】　→　耐震性が不十分なものをおおむね解消【Ｒ12】

②　電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省、国土交通省】

・　大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。

【具体目標［1-2-②］】

★　著しく危険な密集市街地の未解消地区を有する地方公共団体のうち、感震ブレーカーの設置に係る計画で定めた目標をハード対策と一体的に達成した団体の割合

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

③　電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】

【具体目標［1-2-③］】

・　電熱器具等の安全装置付機器の販売割合

＜全国＞

100%【Ｒ５】　→　100%を維持【Ｒ17】

④　地震に対する初期消火対策【消防庁】

・　地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎カーテン等の防炎品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。

・　企業における消防団活動への理解促進や従業員の消防団加入を図ることにより、地域防災力の充実・強化を推進する。

・　大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。

【具体目標［1-2-④］】

・　住宅用火災警報器の設置率

＜全国＞

84.5%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

⑤　常備消防力の強化【消防庁】

・　消防職員数の確保や市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進、消防防災施設・設備の整備を行う。

⑥　消防団の充実・強化【消防庁】

・　女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。

【具体目標［1-2-⑥］】

★　全消防団のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合

＜全国＞

52.8%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

⑦　自主防災組織の育成・充実【消防庁】

・　自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。

【具体目標［1-2-⑦］】

・　自主防災組織による活動カバー率

＜推進地域（市町村）＞

89.8%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

⑧　緊急消防援助隊等の充実【消防庁】

・　緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の整備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。

・　災害対応力の強化を図るため、迅速な広域応援に資する車両、後方支援体制等の確立に必要な車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。

・　自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。

【具体目標［1-2-⑧］】

★　緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合

＜全国＞

92%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　緊急消防援助隊の部隊運用の強化を図るため、教育訓練等を実施
　＜全国＞
　　100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

★　航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
　＜全国＞
　　94％【Ｒ６】　→　100％【Ｒ12】

⑨　密集市街地の整備【国土交通省】
・　避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化等を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。
【具体目標［1-2-⑨］】
★　著しく危険な密集市街地の面積の解消率
　＜推進地域（市町村）＞
　　61％【Ｒ５】　→　100％【Ｒ12】

３　土砂災害・地盤災害・液状化対策

○　国、地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策や河道閉塞対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン施設、インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等の推進等を進める。
○　国、地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。
【目標】
①　土砂災害警戒区域の対策【国土交通省】
・　切迫する巨大地震に伴う土砂災害に備え、南海トラフ地震防災対策推進地域におけるまちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備の推進を図る。
【具体目標［1-3-①］】
★　まちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　31％【Ｒ５】　→　42％【Ｒ12】

②　大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策【国土交通省】
・　地震時等に地すべりや崩壊のおそれのある大規模な盛土造成地や、液状化現象が発生する可能性のある地域について、地方公共団体の実施する安全性把握調査や液状化ハザードマップの作成等のリスク把握に対する取組を推進する。

【具体目標 1-3-②】

★　大規模盛土造成地を有する市区町村における安全性把握調査完了率

＜推進地域（市町村）＞

8%【Ｒ５】　→　66%【R12】

★　液状化の発生傾向が比較的強いエリアが含まれる市区町村におけるリスクコミュニケーションの充実に必要な液状化ハザードマップの作成完了率

＜推進地域（市町村）＞

8%【Ｒ６】　→　20%【R12】

③　森林の山地災害防止機能等の維持増進【林野庁】

・　地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることを通じて間伐や再造林の確実な実施、これらに必要な強靭で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ周辺の森林整備を推進することにより、国土の保全等の森林の多面的機能の発揮の維持増進を図る。

【具体目標［1-3-③］】

★　国土保全機能（土砂災害防止機能等）の維持・発揮のために森林施業（再造林等）が必要な人工林における施業完了率

＜推進地域（都府県）＞

0%【Ｒ５】　→　48%【R12】

・　周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数

＜推進地域（都府県）＞

35,900 集落【Ｒ５】　→　37,300 集落【R10】

４　ライフライン・インフラ施設の耐震化等

○　国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン、インフラが相互依存の関係性にあることを踏まえ、多重化や分散化等により、ライフライン、インフラの機能を維持するための対策を進める。さらに、ライフライン、インフラの利用者は、事業継続や生活継続の観点から、多重化・分散化を図るとともに、停電時の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を推進する。

○　地震発生時に電気、ガス、上下水道、通信・放送サービス等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化・老朽化対策等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの強靭化に係る対策等を進める。

○　通信・放送等の情報インフラの機能を確保するため、国、地方公共団体、電気通信事業者、放送事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保、放送用予備設備等の設置等の機能停止に至らない対策を進めるほか、携

帯電話等の不感地帯の縮小やラジオの難聴地域の解消、安否確認手段の周知等を図る。

○　交通施設の地震時の安全性を確保するため、老朽化対策を進めるとともに、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁や臨港道路等の耐震改修等により一連の施設の健全性が備えられた防災拠点の確保、滑走路の耐震化や浸水対策、道路施設の防災機能確保等を促進するとともに、交通機能が寸断することがないように、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

○　特に水上輸送ネットワークに関して、国は、海上交通に必要不可欠な航路標識の機能を確保するため、海水浸入防止対策を推進するものとする。

○　インターネットは、個人の生活に深く浸透していることを踏まえ、電気通信事業者及び関係事業者は、個人レベルでの衛星通信サービスが普及するような技術開発を推進するとともに、国民に対して災害時の通信途絶を念頭に置いた事前対策を周知する。また、災害時等における携帯電話サービスの事業者間ローミングの導入に際し、利用者が円滑に受けられるような周知を行う。

○　再生可能エネルギーの利用増加に伴い、新たなエネルギーの開発・導入に当たっては地震対策・火災対策と併せた取組を進める。

【目標】

①　発電・送電システムの耐震化等【経済産業省、国土交通省】

・　長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

・　電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策を実施する。

【具体目標［1-4-①］】

★　広域連系系統のマスタープラン※を踏まえた送電網（増強運用容量：875 万 kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率

＜全国＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

※　「広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）」（令和５年３月電力広域的運営推進機関）

★　電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

62%【Ｒ５】　→　69%【Ｒ12】

②　都市ガス設備・LP ガス設備の対策【経済産業省】

・　低圧ガス導管については、ポリエチレン管耐震性の高い導管への取替えを積極

的に促進し、耐震化の向上を図る。

・　LP ガスを活用した非常用発電機の取組を進める。

【具体目標［1-4-②］】

・　低圧本支管の耐震化率

＜全国＞

92.7%【Ｒ５】　→　95.0%【Ｒ12】

③　上下水道施設の耐震化【国土交通省、農林水産省】

・　上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を図る。

【具体目標［1-4-③］】

★　2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策完了率

＜推進地域（都府県）＞

71%【Ｒ４】　→　100%【Ｒ12】

★　給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

＜推進地域（都府県）＞

12%【Ｒ５】　→　32%【Ｒ12】

★　水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

45%【Ｒ５】　→　58%【Ｒ12】

★　水道の急所施設である取水施設の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

51%【Ｒ５】　→　67%【Ｒ12】

★　水道の急所施設である浄水施設の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

44%【Ｒ５】　→　76%【Ｒ12】

★　水道の急所施設である配水池の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

69%【Ｒ５】　→　85%【Ｒ12】

★　下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

71%【Ｒ５】　→　81%【Ｒ12】

★　下水道の急所施設である下水処理場の耐震化完了率

＜推進地域（都府県）＞

49%【Ｒ５】　→　63%【Ｒ12】

★　下水道の急所施設であるポンプ場の耐震化完了率
＜推進地域（都府県）＞
45%【Ｒ５】　→　65%【Ｒ12】

★　修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径 800㎜ 以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備の完了率
＜推進地域（市町村）＞
1%【Ｒ６】　→　74%【Ｒ12】

★　修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径２ｍ以上の管路）を有する地方公共団体のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合
＜推進地域（市町村）＞
10%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ９】

★　避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設における耐震性能照査の完了率
＜推進地域（市町村）＞
0%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

④　通信・放送施設の対策【総務省】

・　通信インフラについて、ネットワークの多重化、非常用発電施設の整備等の対策を進める。
・　放送インフラについて、予備設備の整備、停電・耐震対策等による放送ネットワークの強靭化や、ケーブルテレビネットワークの光化・複線化等の対策を進める。

【具体目標 1-4-④】

★　災害対策本部の周辺等、強靭化が求められる基地局における整備完了率
＜推進地域（都府県）＞
0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ16】

・　携帯電話の非常時における事業者間ローミングが実施可能な事業者割合
＜全国＞
0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ８】

・　ケーブルテレビネットワークの光化率
＜全国＞
35%【Ｒ５】　→　60%【Ｒ12】

・　地上基幹放送における自然災害等での放送停止事故件数（過去５年間の平均）の減少

＜全国＞

96.6 件【Ｒ６】　→　96.6 件未満【Ｒ11】

⑤　工業用水道施設の耐震化【経済産業省】

・　大規模災害時においても、ユーザーに対して安定的に工業用水を供給できるよう、工業用水道施設の耐震化を図る。

【具体目標［1-4-⑤］】

・　工業用水道の基幹管路の耐震適合率

＜全国＞

50%【Ｒ６】　→　65%【Ｒ12】

・　工業用水道の取水施設の耐震化率

＜全国＞

36%【Ｒ６】　→　50%【Ｒ12】

・　工業用水道の浄水施設の耐震化率

＜全国＞

34%【Ｒ６】　→　50%【Ｒ12】

・　工業用水道の配水池の耐震化率

＜全国＞

36%【Ｒ６】　→　50%【Ｒ12】

・　工業用水道事業のうち、最大規模の地震を想定した BCP の策定完了率

＜全国＞

79%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　長期の停電を想定した BCP 等と連携した停電対策の完了率

＜全国＞

72%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

・　浸水害が想定される工業用水道事業のうち、浸水害を想定した BCP の策定完了率

＜全国＞

60%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　浸水害を想定した BCP 等と連携した浸水対策の完了率

＜全国＞

39%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

⑥　上下水道、電気、ガス、通信・放送の復旧体制の充実【経済産業省、総務省、国土交通省】

・　ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。

【具体目標［1-4-⑥］】

★　上水道事業者及び水道用水供給事業者における危機管理マニュアルの策定率

＜推進地域（都府県）＞

76%【Ｒ４】　→　100%【Ｒ12】

⑦　交通インフラの機能維持に向けた対策【国土交通省】

・　道路、鉄道、港湾、空港における発災後の機能維持に向けて、施設の耐震化や津波からの浸水対策等の取組を進める。

【具体目標［1-4-⑦］】

★　緊急輸送道路上の橋梁(りょう)の耐震化率

＜推進地域（市町村）＞

84%【Ｒ５】　→　90%【Ｒ12】

★　主要鉄道路線等の駅、高架橋等の耐震化率

＜推進地域（約 20,000 か所）＞

0%【Ｒ６】　→　34%【Ｒ12】

★　重い桁荷重を支えるラーメン橋台(約 900 か所)の耐震化率(新幹線鉄道以外)

＜推進地域（約 900 か所）＞

28%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ９】

★　大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設）の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

38%【Ｒ５】　→　46%【Ｒ12】

★　航空ネットワークの拠点となる空港における滑走路等の耐震対策の完了率

＜推進地域（航空ネットワークの拠点となる 11 空港）＞

64%【Ｒ６】　→　73%【Ｒ12】

★　航空ネットワークの拠点となる空港における護岸の嵩(かさ)上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率

＜推進地域（航空ネットワークの拠点となる 11 空港）＞

45%【Ｒ６】　→　91%【Ｒ12】

★　空港無線施設等（建物）の津波・高潮等の安全対策の完了率

＜推進地域（41 空港）＞

71%【Ｒ６】　→　73%【Ｒ12】

⑧　航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】

・　灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。

【具体目標［1-4-⑧］】

・　海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率

＜全国＞

90%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ７】

・　航路標識のうち、災害時における航路標識の機能異常に対応するため監視装置の導入が必要な航路標識の整備完了率

＜全国＞

39%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

・　航路標識のうち、災害時の信頼性向上及び安定運用に必要な機器等（新光源（LED）機器、耐波浪型 LED 機器、船舶通航信号所関連機器、老朽機器）の整備完了率

＜全国＞

22%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

⑨　海上保安施設等の耐災害性強化対策【海上保安庁】

・　耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。

【具体目標［1-4-⑨］】

・　耐災害性の強化（非常用電源設備の設置や情報通信体制の強化等）が必要な海上保安施設等の改修完了率

＜全国＞

47%【Ｒ５】　→　79%【Ｒ12】

⑩　ダム等管理設備の耐震化【国土交通省】

・　地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。

【具体目標［1-4-⑩］】

★　ダム等管理設備の耐震整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

80%【Ｒ５】　→　88%【Ｒ12】

第２節　津波対策

１　津波に強い地域構造の構築

○　海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づいたレベル１の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整

備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行う。国、港湾管理者は、最新の津波被害想定等を踏まえ、粘り強い構造の防波堤や、津波避難施設の整備等を進める。国、地方公共団体等は、津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進する。また、津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備のための技術開発を推進する。

○　国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化等を推進するとともに、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も勘案しつつ、必要に応じて、住宅や要配慮者施設を周辺の高台等の浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講ずる。また、レベル２の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、地域の魅力や住みやすさが低下しないよう、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定する。

○　地方公共団体等は、安全が確保できる施設の整備に時間を要するなど、整備が完了するまでの間においては、レベル２の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、少しでも命が助かる確率を高めるために、同施設の抱える課題を地域住民等に周知したうえで確保に努めるものとする。

○　国は、海上交通に必要不可欠な航路標識の機能を確保するため、海水浸入防止対策を推進するものとする。

【目標】

①　河川堤防・水門等の耐震化【国土交通省】

・　切迫する巨大地震・津波等に備え、津波浸水被害リスクの高い地域等において、河川堤防の耐震化と水門・樋門等の耐震化の推進を図る。

【具体目標［2-1-①］】

★　河川堤防等の地震・津波対策の対策完了率

＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の堤防等の集計値）＞

75%【Ｒ５】　→　81%【Ｒ12】

★　水門・樋(ひ)門等の地震・津波対策の対策完了率

＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の水門・樋門等の集計値）＞

74%【Ｒ５】　→　88%【Ｒ12】

②　津波避難施設（津波避難ビル等）の指定【内閣府、消防庁】

・　指定緊急避難場所の指定に関する手引きの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

【具体目標［2-1-②］】

・　津波避難ビル等の指定・整備等により避難困難地域に対する対策を実施した市町村の割合

＜推進地域（市町村）＞

59%【Ｒ２】　→　100%【R17】

③　海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】

・　津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標［2-1-③］】

★　気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

42%【Ｒ５】　→　50%【R12】

★　海岸堤防等の耐震対策の完了率

＜推進地域（市町村）＞

59%【Ｒ５】　→　64%【R12】

・　水門・陸閘(こう)等の安全な閉鎖体制の確保率

＜推進地域（市町村）＞

84%【Ｒ５】　→　100%【R22】

④　港湾における津波対策の実施【国土交通省】

・　最新の津波被害想定等を踏まえた、港湾における「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や、津波避難施設等の設置等、ハード・ソフトを組み合わせた津波対策により、人命・財産の被害を早期に防止・最小化する。

【具体目標［2-1-④］】

★　津波対策（港湾計画等に基づく第一線防波堤の整備・粘り強い構造への改良、津波避難施設の整備）を緊急的に行う必要のある港湾の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

36%【Ｒ５】　→　61%【R12】

⑤　災害応急対策の活動拠点となる官庁施設の防災拠点機能確保【国土交通省】

・　津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。

【具体目標［2-1-⑤］】

★　災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎のうち被災時の機能確保が必要な施設における対策（電力確保のための改修、劣化箇所の改修等）の完了率（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ６】　→　42%【Ｒ12】

⑥　避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国土交通省】

・　地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地としての機能を確保する。

【具体目標［2-1-⑥］】

★　防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率

＜推進地域（市町村）＞

48%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率

＜推進地域（市町村）＞

15%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

＜推進地域（市町村）＞

31%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

⑦　安全な地域への移転の促進【国土交通省】

・　住宅や要配慮者施設の浸水の危険性の低い場所への移転の促進を図る。

【具体目標［2-1-⑦］】

★　災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合

＜推進地域（市町村）＞

10%【Ｒ５】　→　45%【Ｒ12】

⑧　航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】（再掲）

・　灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。

【具体目標［2-1-⑧］】

・　海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率

＜全国＞
90%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ７】

・ 航路標識のうち、災害時における航路標識の機能異常に対応するため監視装置の導入が必要な航路標識の整備完了率
＜全国＞
39%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

・ 航路標識のうち、災害時の信頼性向上及び安定運用に必要な機器等（新光源（LED）機器、耐波浪型 LED 機器、船舶通航信号所関連機器、老朽機器）の整備完了率
＜全国＞
22%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

２　安全で確実な避難の確保

○ 津波関係都府県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成２３年法律第１２３号）に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都府県の指定した津波災害警戒区域や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。

○ 海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む。以下同じ。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の指定、避難場所・避難路等の指定、民間施設等を活用した避難場所拡充の検討、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等避難誘導体制の強化を図る。その際、避難者及び避難誘導に従事する者の安全に配慮するものとする。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物等の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。

○ 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等については、これまでレベル１の津波を想定して整備が図られてきたが、地方公共団体は、これらの施設について、レベル２の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえ、整備・指定等を着実に推進するとともに、国は、このような地方公共団体の取組に対する総合的な支援を推進する。

○ 国等は、津波早期避難意識や早期避難の阻害要因に係る調査を実施するとともに、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」といった適切な避難行動の基本原則をはじめとした、適切な避難行動の周知徹底が不可欠であり、国民一人ひとりが想定にとらわれることなく、

最大限の避難行動をとらなければならない等の意識醸成に向けた普及啓発を強力に推進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、南海トラフ巨大地震にも対応できるように、防災行政無線、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や高度化、発信する情報の多様化等、災害時に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進する。

【目標】

①　津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】

・　水害ハザードマップ作成の手引きの普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標［2-2-①］】

★　津波災害警戒区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

②　津波警報等の的確な発表【気象庁】

・　津波警報等を的確に発表するとともに、沖合津波観測データの活用を進める。

【具体目標［2-2-②］】

・　津波警報等の更新に用いる沖合の地震・津波観測点の利用率

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%を維持【Ｒ17】

③　防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】

・　災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するため、防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段（Ｊアラートによる自動起動機能を含む。）の整備促進を図る。

【具体目標［2-2-③］】

★　防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備率

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　Ｊアラートシステムの更改により、住民の迅速かつ確実な避難が可能となる防災情報の配信が可能となった市区町村の割合

＜全国＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　Ｊアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を複数保有する市区町村数の割合

＜全国＞

92.4%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

④　Ｌアラートによる災害情報の確実な伝達の推進【総務省】

・　Ｌアラートについて、災害情報の迅速かつ確実な伝達の推進に向けた必要な見直しを行う。

【具体目標［2-2-④］】

・　Ｌアラートの必要な見直しの着手率

＜全国＞

33.3%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ10】

⑤　避難場所・避難経路の整備【農林水産省、国土交通省】

・　津波避難タワー等の避難場所の整備や、早期避難が可能となるよう、海岸堤防スロープ等の避難経路の整備を推進する。

【具体目標［2-2-⑤］】

★　災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

10%【Ｒ５】　→　45%【Ｒ12】

・　最大クラスの津波に対し安全に避難し、一定期間滞在することが可能となった漁村人口の割合

＜推進地域（市町村）＞

46%【Ｒ５】　→　67%【Ｒ12】

⑥　早期避難への意識の向上【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省】

・　津波防災訓練の実施や防災教育の推進に加え、津波からの早期避難について、地域住民等の意識の向上を図るため、関係者と連携しながら、広報や周知活動に取り組む。

【具体目標［2-2-⑥］】

・　災害安全について指導している学校の割合

＜全国＞

95.6%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

・　津波からの早期避難等についての広報や周知活動数

＜全国＞
3 回/年【Ｒ６】　→　10 回/年【毎年度】

⑦　国民の防災意識の向上【内閣府】
・　適切な避難行動の基本原則や地域社会全体の安全を全ての主体で積極的に獲得していくといった防災意識の醸成に向けた普及啓発を推進する。
【具体目標［2-2-⑦］】
・　防災に係る普及啓発イベント（ぼうさいこくたい）への目標参加団体数（行政、学術界、民間企業等：400 団体（毎年度））の達成率
＜全国＞
96％【Ｒ５】　→　100％【Ｒ12】

第３節　総合的な防災体制

１　防災教育・防災訓練の充実

○　災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に生かすことが重要である。
○　このため、国、地方公共団体は、平時からの防災情報の共有・活用を体系的に推進する。
○　また、国、地方公共団体、関係団体は児童生徒等の地域防災活動への参画や地域・学校・関係機関等の連携をはじめとする防災教育・訓練等を体系的に推進する。

【目標】
①　防災研修の推進【内閣府、消防庁】
・　防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。
【具体目標［3-1-①］】
・　学習到達度テストの一定点数以上達成者率
＜全国＞
80％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

②　防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省】
・　防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。
【具体目標［3-1-②］】
・　災害安全について指導している学校の割合（再掲）
＜全国＞
95.6％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

③　防災訓練の推進【内閣府】

・　国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すことにより、防災訓練を推進する。

【具体目標［3-1-③］】

・　前年度総合防災訓練大綱のフォローアップにより明らかとなった課題項目の対応率

＜全国＞

96%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

④　津波防災訓練の実施【内閣府、消防庁、国土交通省】

・　各市町村において、津波避難訓練を実施する。

・　国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

【具体目標［3-1-④］】

・　津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合

＜推進地域（津波災害警戒区域を含む市町村）＞

60%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

⑤　国民の防災意識の向上【内閣府】（再掲）

・　適切な避難行動の基本原則や地域社会全体の安全を全ての主体で積極的に獲得していくといった防災意識の醸成に向けた普及啓発を推進する。

【具体目標［3-1-⑤］】

・　防災に係る普及啓発イベント（ぼうさいこくたい）への目標参加団体数（行政、学術界、民間企業等：400 団体（毎年度））の達成率

＜全国＞

96%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

２　NPO・ボランティア団体等民間主体との連携

○　国、地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体等の民間主体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織であり、全国域、都道府県域その他地域の事情に応じた圏域を対象として設置）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○　国、地方公共団体は、地域のボランティア人材が避難生活環境改善のための知識・ノウハウを身に付けるための研修を NPO・ボランティア団体等の民間主体

と連携して実施するとともに、発災時の避難所運営等に係る人材調整を円滑に行うため、国は地域のボランティア人材のデータベースを構築する。

○ 国、地方公共団体は、行政、NPO・ボランティア、社会福祉協議会等の三者で連携し、活動団体の登録制度の創設や団体情報を登録・管理するデータベースの整備、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制の検討、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保等の活動支援、被災者ニーズ等の情報提供方策に係る検討等、NPO・ボランティア団体等の民間主体の活動環境の整備・改善に努めるものとする。

○ 国、地方公共団体は、社会福祉協議会等の関係団体と相互に協力して情報を共有する場を設置するなどし、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するものとする。

○ 国、地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地方公共団体は、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。

○ 地方公共団体は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみ等の収集運搬計画等を策定するものとする。

【目標】

① ボランティア活動の実施に向けた環境整備【内閣府】

・ 多様な主体間における連携を促進し、ボランティアが活動するための環境整備を推進する。

【具体目標［3-2-①］】

★ 都道府県域における災害中間支援組織の設置率

＜推進地域（都府県）＞

55%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★ 地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率

＜推進地域（市町村）＞

1%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

３　総合的な防災力の向上

○ 災害から命を守るためには、国民一人ひとりの耐震対策や備蓄、津波からのいち早い避難等が必要不可欠であることから、国、地方公共団体は、地形分類や被害想定、施設の耐震特性等に関する情報をはじめとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、地域住民等との共有を図り、「国民・事業者地域・行政が共に災害に立ち向かう」、「自らの命は自らが守る」等の地域社会全体の安全を全ての主体で積極的に獲得していくとい

った防災意識の醸成を進める。

○　国は、防災意識の醸成のために被害想定等の災害リスク情報を国民や事業者等が理解・納得して具体的な行動を誘発するためのリスクコミュニケーションについて、人文社会科学等の知見も活用しながら検討を進めるとともに、そのための人材を育成する仕組みも検討する。

○　地方公共団体は、地域防災力の中核を担う消防団について、女性や若者の入団促進につながる取組の充実、機能別団員・機能別分団制度や消防団協力事業所表示制度の活用促進、女性等が消防団員として活動しやすい環境づくりの推進、将来の担い手に対する防災教育の充実、処遇の改善等による消防団員の確保を進めるとともに、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実や、ドローン等のデジタル技術活用の加速化のほか、実践的な訓練の充実や活動に必要な資格取得の更なる促進、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等により、地域における防災力を一層強化する。

○　地方公共団体は、自主防災組織の育成・充実、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、自主防災組織等の活動活性化を図る。

○　国は、地方公共団体における消防団の充実・強化及び自主防災組織等の活性化につながる取組について、必要な支援等を講ずる。

○　企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。また、安価で効果のある耐震・耐浪改修技術等の減災技術の開発を進めるとともに、従業員等の消防団及び自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、他の企業等との災害時応援協定の締結、地区防災計画の活用等により、自助、共助による防災対策の意識向上や応急活動体制の強化等、地域防災力に積極的に貢献する。

○　地方公共団体が被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう復興事前準備の取組に努めるものとし、国はこれを推進するものとする。

○　国は、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。

【目標】

①　国民の防災意識の向上【内閣府】（再掲）

・　適切な避難行動の基本原則や地域社会全体の安全を全ての主体で積極的に獲得していくといった防災意識の醸成に向けた普及啓発を推進する。

【具体目標［3-3-①］】

・　防災に係る普及啓発イベント（ぼうさいこくたい）への目標参加団体数（行政、

学術界、民間企業等：400 団体（毎年度））の達成率

＜全国＞

96%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

② 消防団の充実・強化【消防庁】（再掲）

・ 女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。

【具体目標［3-3-②］】

★ 全消防団のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合

＜全国＞

52.8%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

③ 自主防災組織の育成・充実【消防庁】（再掲）

・ 自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。

【具体目標［3-3-③］】

・ 自主防災組織による活動カバー率

＜推進地域（市町村）＞

89.8%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

④ 事前復興に向けた取組の充実【国土交通省、内閣府】

・ 復旧・復興ハンドブックの活用による事前復興の検討に関する周知を行うとともに、事前復興まちづくり計画策定の促進を図る。

・ 円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。

【具体目標［3-3-④］】

★ 事前復興まちづくり計画等の策定完了率

＜推進地域（市町村）＞

3%【Ｒ６】　→　9%【Ｒ12】

★ 優先実施地域（土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域を除く地域）における地籍調査の完了率

＜推進地域（都府県）＞

76%【Ｒ５】　→　83%【Ｒ11】

★ 調査対象地域における地籍調査の完了率

＜推進地域（都府県）＞
48%【Ｒ５】　→　53%【Ｒ11】

・　復旧・復興ハンドブックの地方公共団体への周知率
＜推進地域（都府県）＞
100%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

⑤　地形分類情報の充実【国土地理院】
・　地形分類による災害リスク情報を整備する。
【具体目標［3-3-⑤］】
・　災害リスク評価の基礎となる平野部における地形分類情報の整備完了率
＜推進地域（市町村）＞
74%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

４　長周期地震動対策

○　国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、長周期地震動の観測情報・予測情報の利活用促進を行う。国は、新築の超高層建築物等において性能評価時に設計用長周期地震動による検証を求めるとともに、既存の超高層建築物等において長周期地震動対策として行う診断や改修を支援する。国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を引き続き推進する。

【目標】
①　マンション・高層建築物における防災対策の強化【国土交通省】（再掲）
・　マンション・高層建築物内設備の地震対策や機能強化を図る。
【具体目標［3-4-①］】
・　地震時管制運転装置の設置率
＜推進地域（都府県）＞
48%【Ｒ６】　→　70%【Ｒ17】

②　家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策【内閣府、消防庁】（再掲）
・　住宅内の安全確保のため、「みんなで減災」等を活用した対策の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレット、SNS 等の活用や小売業者等との連携等により家具の固定についての周知を図る。
【具体目標［3-4-②］】
・　家具の固定率
＜全国＞
36%【Ｒ４】　→　60%【Ｒ17】

③　石油コンビナート施設の被害防止【消防庁、経済産業省、国土交通省】

・　石油コンビナート施設の長周期地震動に対する耐震化を引き続き維持する。

・　また、石油コンビナート等におけるレベル２の津波対策に資するインフラ整備を進める。くわえて、レベル２の津波による浸水が想定される製油所等で、漂流物対策の実施が必要な場所を特定するための調査を行い、当該結果を踏まえて石油コンビナートの強靭化を推進する等、対策の具体化を検討し、大規模火災・海洋汚染の防止及び経済活動の維持・継続を図る。

【具体目標［3-4-③］】

・　屋外タンクの長周期地震動に対する耐震化率

＜推進地域（都府県）＞

100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

第４節　災害発生時の対応に係る事前の備え

１　災害対応体制の構築

○　国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、全国的視野に立って優先度を設けた配分計画を事前に作成する。

○　国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮し、必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備しておく。

○　国は、政府の現地対策本部について、被害想定等を基に中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方に設置できるようあらかじめ計画し、国の地方支分部局との連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有化を図り、さらにはライフライン事業者・民間物流事業者等との連絡調整の体制、発災時のリソースの配分をあらかじめ整えておく。

２　救助・救急対策

○　国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の連携を推進するための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。

○　国は、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組（マイナ救急）の全国展開を推進することにより、救急救命体制の整備・充実を図る。

【目標】

①　緊急消防援助隊等の充実【消防庁】（再掲）

・　緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の整備・更新を図るとともに、航空部隊の充実を図る。

・　災害対応力の強化を図るため、迅速な広域応援に資する車両、後方支援体制等

の確立に必要な車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。

・　自衛隊等との連携強化を図るとともに、教育訓練を通じて部隊運用の強化を図る。

【具体目標［4-2-①］】

★　緊急消防援助隊のうち、特に整備が必要な車両・資機材（特殊装備車両、後方支援車両、情報共有資機材等）を備えた緊急消防援助隊の割合

＜全国＞

92%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　緊急消防援助隊の部隊運用の強化を図るため、教育訓練等を実施

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

★　航空消防防災体制の充実のため、航空小隊に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率

＜全国＞

94%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

②　救助体制の充実【消防庁】

・　特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。

③　警察災害派遣隊の充実・強化等【警察庁】

・　より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実・強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

【具体目標［4-2-③］】

★　広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材の更新整備の完了率

＜全国＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　広域緊急援助隊の部隊強化のため管区単位の合同訓練の実施率

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

④　救助部隊の体制整備【防衛省】

・　南海トラフ地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。

【具体目標［4-2-④］】

・　災害救助能力の向上に資する装備品（CH-47J/JA）の整備率
　＜全国＞
　　0%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ９】

⑤　救助・救急体制の充実・強化【海上保安庁】
・　救助・救急体制の充実・強化を図る。

⑥　TEC-FORCE 活動の強化【国土交通省】
・　TEC-FORCE 活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE 活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施等の TEC-FORCE の災害対応能力向上を図る。
【具体目標［4-2-⑥］】
★　TEC-FORCE による被災状況把握等の高度化（DiMAPS をはじめとした情報集約ツールの開発等）への対応（訓練・研修・講習の受講）完了率
　＜全国＞
　　16%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

⑦　マイナ救急の全国展開・機能拡充【消防庁】
・　国民の命を守るために、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境を推進する。
・　マイナ救急の機能拡充を行い、救急業務の円滑化を図っていく必要がある。
【具体目標［4-2-⑦］】
★　消防本部におけるマイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、傷病者に関する情報を把握する取組）の導入完了率
　＜推進地域（消防本部）＞
　　9.3%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

３　医療対策

○　国、地方公共団体、関係機関は、医療機関における、津波浸水対策、非常用発電施設の整備・上層階移設とその燃料の確保、衛星電話、飲料水・食料・医薬品の備蓄、ヘリポートの整備等の充実を図るとともに、大量の発生が予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等を EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有化を図るなどにより、医薬品供給体制の充実を図る。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかな DMAT・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、船舶や医療コンテナを活用した医療提供、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

【目標】

① 業務継続計画（BCP）の整備【厚生労働省】

・ 医療機関が、被災後も早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を進める。

【具体目標［4-3-①］】

・ BCP を策定している災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）の割合

＜推進地域（都府県）＞

60%【Ｒ４】　→　100%【Ｒ17】

② DMAT の充実【厚生労働省】

・ DMAT の養成や、DMAT 事務局の体制を強化する。

【具体目標［4-3-②］】

・ 各災害拠点病院における DMAT 保有率（基幹災害拠点病院２チーム以上又は地域災害拠点病院１チーム以上）

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

③ 医療機関等の事前防災対策の強化【厚生労働省】

・ 医療機関等の浸水対策及びライフライン機能維持に向けた対策を推進する。

【具体目標［4-3-③］】

・ 災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター）における浸水対策完了率

＜推進地域（都府県）＞

73%【Ｒ４】　→　84%【Ｒ17】

★ 災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における非常用自家発電設備設置率

＜推進地域（都府県）＞

96%【Ｒ４】　→　100%【Ｒ12】

★ 災害拠点病院等（災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター及び二次救急医療機関）における給水設備整備完了率

＜推進地域（都府県）＞

95%【Ｒ４】　→　100%【Ｒ17】

④ 医療コンテナの活用【厚生労働省】

・ 可動性のある医療コンテナの整備充実を図る。

【具体目標［4-3-④］】

★ 可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合

＜推進地域（都府県）＞

66%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】※

※　災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12 以降も各都道府県全体で各二次医療圏１基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

４　消火活動等

○　地方公共団体は、消防職員数の確保、市町村の消防の広域化及び連携協力の推進、消防防災施設・設備の整備や消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進により常備消防力の充実・強化を図る。

○　地方公共団体は、消防団の災害対応能力の更なる強化を図るため、消防団員の更なる確保につながる取組を一層推進し、車両・資機材、消防拠点施設等の更新を含めた更なる充実や、デジタル技術活用の加速化を進めるほか、より実践的かつ効果的な訓練の充実や消防団活動に必要な資格取得の更なる促進等を図るとともに、自主防災組織等の初期消火活動の支援等を通じて、消防力の向上を図る。

○　国は、地方公共団体における消防団の更なる充実・強化及び自主防災組織等の活性化につながる取組について、必要な支援等を講ずる。

○　火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制を充実させる。

【目標】

①　常備消防力の強化【消防庁】

・　消防職員数の確保や市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進、消防防災施設・設備の整備を行う。

②　消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進【消防庁】

・　官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進や、円滑な消防指令業務、通報時における情報収集体制の強化及び活動隊員の安全管理の高度化等に資する消防分野における DX の推進を図り、これらの消防本部への導入促進による消防力の充実・強化を行う。

【具体目標［4-4-②］】

★　消防本部における耐災害性強化や新技術等に対応した標準仕様等に基づく指令システムの導入完了率

＜推進地域（消防本部）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★　モデル事業の対象消防本部におけるデジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化（通報・出動・情報収集・指揮統制・部隊活動等）の取組完了率

＜推進地域（消防本部）＞
0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　消防防災分野における重要施策推進等を目的とする消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用して実施したDX・新技術の活用に関する実証事業の完了率
＜推進地域（委託先研究機関）＞
0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

③　消防団の充実・強化【消防庁】（再掲）
・　女性や若者等の入団促進等の消防団員の確保に努めるとともに、消火・救助等の活動を迅速に行うために必要な車両・資機材等の更新を含めた更なる充実を図る。
【具体目標［4-4-③］】
★　全消防団のうち、特に風水害に対応した十分な資機材（排水ポンプ、ボート、浮環、フローティングロープ、水のう及び高視認性雨衣）を備え、救助活動等を行うことができる消防団の割合
＜全国＞
52.8%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

④　自主防災組織の育成・充実【消防庁】（再掲）
・　自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等の取組を把握・支援するとともに、消防団や防災士等の多様な主体との連携を促進することで、活動活性化を図る。
【具体目標［4-4-④］】
・　自主防災組織による活動カバー率
＜推進地域（市町村）＞
89.8%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

５　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○　道路管理者は、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
○　また、国、地方公共団体は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。
○　国は、港湾管理者と民間団体等との協定締結等を通じた災害復旧・支援活動、

港湾管理者からの要請に基づく国による港湾管理の実施並びに国による緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等の運用体制の強化を進め、発災時に円滑に海上による緊急輸送活動が実施される仕組みを構築することを促進する。

○　都府県警察は、迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を講ずる。

○　また、緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図る。

○　この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。

○　国は、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送に関する地方公共団体向けハンドブックの作成・普及、地方公共団体等関係者による実動訓練との連携、訓練成果の他の地域への展開等、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。

○　国は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立する。

○　国、地方公共団体は、緊急輸送道路等の災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。

○　国は、地方公共団体や関係事業者と連携して、防災道の駅、それ以外の道の駅に防災拠点機能を持たせるとともに、防災施設等の整備を推進し、災害応急対策活動を支援するための機能の確保に努めるものとする。

【目標】

①　道路閉塞等の被害防止【国土交通省】

・　発災後の緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路沿いの建築物等の耐震化や無電柱化を促進する。

【具体目標［4-5-①］】

★　電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路における無電柱化整備完了率（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

62%【Ｒ５】　→　69%【Ｒ12】

★　緊急輸送道路一部等の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもののうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

＜推進地域（市町村）＞

31%【Ｒ５】　→　50%【Ｒ12】

② 道路における防災拠点機能強化【国土交通省】

・ 道路における防災拠点機能の強化を図るため、道の駅における防災対策を促進する。

【具体目標［4-5-②］】

★ 道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率

＜推進地域（市町村）＞

59%【Ｒ５】　→　73%【Ｒ12】

③ 早期復旧に向けた体制構築【国土交通省】

・ ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標［4-5-③］】

・ 道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率

＜推進地域（７ブロック）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ８】

④ 効果的な航路啓開に係る関係機関の連携の強化等【国土交通省】

・ 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築するため、航路啓開訓練やその結果を踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。

【具体目標［4-5-④］】

・ 直近３年間に航路啓開訓練が実施された緊急確保航路の割合

＜南海トラフ地域の水域に存在する航路＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

⑤ 緊急輸送体制の確保【国土交通省】

・ 発災時の緊急輸送体制を確保するための対策を推進する。

【具体目標［4-5-⑤］】

★ 全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率

＜全国＞

62%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★ 民間物資拠点のうち、災害時に物流拠点としての機能を維持することができる電源設備の導入完了率

＜全国＞

19.7%【Ｒ５】　→　50%【Ｒ12】

６　食料・水、生活必需品等の物資の調達

○　国、地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民へ備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。

○　国、地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいる人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討等の備え等をあらかじめ進めておく。

○　国においては、調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄に取り組む。

○　国、地方公共団体等は、緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時から雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、地方公共団体等は、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。

【目標】

①　備蓄の充実、物資の情報管理の整備【内閣府、消防庁】

・　地方公共団体や住民等における備蓄の充実を進めるとともに、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備する。

【具体目標［4-6-①］】

★　地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率

＜推進地域（都府県）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

②　地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用【国土交通省】

・　危機時における災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保を推進する。

【具体目標［4-6-②］】

・　地域の実情に応じた公共又は民間の災害用井戸等の代替水源確保の取組を行っている市町村の割合

＜推進地域（市町村）＞

16%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

7　燃料の供給対策

○　国、関係事業者は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所等に対して津波等を想定した排水ポンプの増強を実施することにより石油供給設備の強靭

化を図る。また、燃料の備蓄を充実させる。また、燃料の必要量を把握し、給油所等の災害対応能力強化や燃料在庫の確保等を通じたサプライチェーンの維持により、より確実な石油供給に努める。

○ 国、地方公共団体等は、燃料供給拠点等へのアクセス道路について必要な道路啓開を優先的に行うために必要な体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めるものとする。

○ 国、地方公共団体は、各地域における学校等の避難所となる施設や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン等の重要施設について、石油・LP ガスの燃料の自衛的な備蓄を促進する。また、国、地方公共団体、石油事業者等は、これらの重要施設の住所や設備情報等の共有や災害時の協力体制の構築等、迅速な燃料供給に備える。

○ 国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。

○ 国、地方公共団体、石油事業者等は、被災地における自家用車の活用等の燃料が必要となることを踏まえ、燃料供給に関して的確な情報提供を行う。

【目標】

① 災害時に備えた燃料供給体制の確保【経済産業省】

・ 災害時に地域の燃料供給拠点となるサービスステーションの機能が確保されるよう災害対応訓練を実施する。

・ 燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油や LP ガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

【具体目標［4-7-①］】

・ 燃料タンク等を整備した避難所等の社会的重要インフラの割合

＜全国＞

70.3%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★ 地域の燃料供給拠点となるサービスステーションにおける災害対応訓練実施率

＜推進地域（都府県）＞

0%【Ｒ７】　→　100%【Ｒ12】

② 製油所等の災害対応能力強化【経済産業省】

・ 災害時における石油製品供給の継続のための BCP の見直しや災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直しを実施する。

・ 国家備蓄石油の放出訓練等を実施し、速やかに放出できる体制を維持する。

【具体目標［4-7-②］】

・ 系列 BCP の不断の見直しにつながる取組の実施率

＜推進地域に存在する企業単位＞

100％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

・　災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率
　＜全国＞
　100％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

・　緊急放出訓練等（延べ２基地以上）の実施率
　＜推進地域（国家石油備蓄基地４基地）＞
　100％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

８　避難者等への対応

○　地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難することを想定し、安全な自宅への早期復帰等による避難所への避難者の低減の対策、指定避難所の指定及び確保のための対策、ホテル・旅館等の避難所としての活用、他の地方公共団体との連絡体制の確立、様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入、聴覚や視覚等の心身の状況や避難先の状況等に配慮した避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、住家の被害認定調査、罹災証明書交付及び公費解体に係る申請の受付の迅速化のための対策、災害関連死防止に必要な対策等を推進する。

○　特に、地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、ウェブサイトやSNS等を活用するなどにより、効果的な情報提供体制を整備しておく。

○　広域かつ膨大な避難者数が想定される中で、避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、在宅避難者に対しても物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応するとともに、被災地での温かい食事の提供や入浴等の生活に関わる支援等、様々な支援が届くような対策を検討する。

○　災害時に使用できるシャワー設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設の間の送迎のためのマイクロバス等の確保等、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を図る。このほか、仮設浴場の設置、訪問入浴事業者の手配、水循環型シャワー等の新技術の活用の検討等、多様な方法により災害時における入浴機会の確保を図る。

○　国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくこと等の重要性について周知する。

○　国、地方公共団体は、広域的な避難が必要な場合に備え、移送を必要とする避難者の選定方法、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域的な避難をした者への情報提供体制等をあらかじめ連携して定めておくものとする。

○　指定避難所のうち、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定する。地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等の取組を推進する。

○　社会福祉施設については、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民等に周知し、さらに、介助員等の広域応援体制を構築する。

○　地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図るほか、保健師や災害支援ナース、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の専門的な人員を迅速に派遣する体制を構築する。

○　災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化等を推進する。

【目標】

①　避難所の設備の充実【内閣府、消防庁、文部科学省、環境省】

・　避難所の環境整備を推進する。

【具体目標［4-8-①］】

★　スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合

＜全国＞

0%【Ｒ６】※　→　100%【Ｒ12】

※　令和６年 12 月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年８月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

・　温かい食事を提供するほか、発災直後からスフィア基準を満たす避難所の割合

＜災害時に開所された避難所＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★　指定避難所等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

＜全国＞

21%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

★　避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場）における空調設備の設置完了率

＜推進地域（市町村）＞

16.8%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★　避難所等にもなる公立社会体育施設のうち、空調設備の設置が必要と認められる室における設置完了率

＜全国＞

27.1%【Ｒ５】　→　35.7%【Ｒ12】

★　避難所等にもなる公立小中学校におけるトイレの洋式化の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

65.3%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★　避難所等にもなる公立小中学校におけるバリアフリー化の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

72%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　避難所等にもなる私立学校におけるバリアフリー化の整備完了率

＜全国＞

37%【Ｒ４】　→　65%【Ｒ12】

②　避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国土交通省】（再掲）

・　地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地としての機能を確保する。

【具体目標［4-8-②］】

★　防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率

＜推進地域（市町村）＞

48%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率

＜推進地域（市町村）＞

15%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

＜推進地域（市町村）＞

31%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

③　避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】

・　避難行動要支援者の避難支援等を推進する。

【具体目標［4-8-③］】

・　地方公共団体における「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等の認知率

＜全国＞

0%【Ｒ３】　→　100%【R12】

④　キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設【内閣府】

・　災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、ランドリーカー等の移動型車両・コンテナ等を被災地のニーズに応じて迅速に提供するため、所在情報の一元化等を推進する。

【具体目標［4-8-④］】

★　被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数

＜全国＞

0 台【Ｒ６】　→　1,000 台【R12】※

※　関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数

⑤　社会福祉施設等の事前防災対策の強化【厚生労働省、こども家庭庁】

・　社会福祉施設等の浸水対策及びライフライン機能維持に向けた対策を推進する。

【具体目標［4-8-⑤］】

★　廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、洪水、内水、高潮又は津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策（止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等）が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

4%【Ｒ４】　→　24%【R12】

★　廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備（３日分の電力確保）の強化が必要とされる施設の対策完了率

＜全国＞

12%【Ｒ４】　→　49%【R12】

９　帰宅困難者等への対応

○　国、地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅による災害応急対策の妨げとなる

事態を防止するとともに帰宅困難者自身の安全を確保するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における膨大な帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援、旅行客への支援等の帰宅困難者支援を推進する。

【目標】

① 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国土交通省】（再掲）

・ 地震災害に対応した防災公園の整備により、帰宅支援場所としての機能を確保する。

【具体目標［4-9-①］】

★ 防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率

＜推進地域（市町村）＞

48%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★ 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率

＜推進地域（市町村）＞

15%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※ ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

★ 広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

＜推進地域（市町村）＞

31%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※ ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

10　ライフライン・インフラの復旧対策

○ ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。

○ また、早期復旧のため、国、地方公共団体と連携して、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築するとともに、利用者に対して情報発信を行う体制を整備する。

○ 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

○　国は、被災により電力供給が停止した際、海上交通に必要不可欠な航路標識の機能を確保するため、予備電源設備の整備を推進するものとする。

【目標】

①　航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】

・　航路標識の予備電源設備が電源保持時間の基準を満たすよう整備し、電源喪失の防止対策の促進を図る。

【具体目標［4-10-①］】

・　航路標識のうち、災害時の電源喪失対策が必要な航路標識の整備完了率

＜全国＞

71%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ10】

②　早期復旧に向けた体制構築【内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省】

・　ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

・　港湾 BCP の実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾 BCP 訓練を継続的に実施し、PDCA サイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。

・　近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCE による被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するために RAIL-FORCE 隊員の対応能力向上と資機材の ICT 化・高度化を図る。

【具体目標［4-10-②］】

・　国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、直近３年間の港湾 BCP に基づく訓練の実施割合

＜推進地域（市町村）＞

96%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

★　鉄道施設の被災状況調査を行う RAIL-FORCE 隊員のデジタルツールに関わる訓練・研修・講習等（対象隊員数：約 50 人）への参加完了率

＜全国＞

12%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ10】

11　保健衛生・防疫対策

○　国、地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ごみ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を進める。

【目標】

①　保健衛生・防疫対策の推進【内閣府、厚生労働省】

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」の周知や

DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成により衛生対策を推進する。

・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」の周知を行う。

【具体目標［4-11-①］】

・ 地方ブロック DHEAT 協議会が主催する、DHEAT 訓練や研修等の開催率

＜全国＞

0%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

12　遺体対策

○ 国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激しいことから、医師・歯科医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に係る体制を整備するほか、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、棺等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・搬送体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。

【目標】

① 遺体対策の推進【警察庁】

・ 大規模災害における遺体の検視、死体調査、身元確認について、関係機関と訓練を実施することにより連携体制を強化する。

13　災害廃棄物等の処理対策

○ 国は、災害時等の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備及び更新を支援することにより、地域に不可欠な生活インフラであり、災害廃棄物処理の中核を担う一般廃棄物処理施設の強靱化を図り、一般廃棄物・災害廃棄物の処理体制を充実・強化する。

○ 地方公共団体は、現在の処理場の配置や処理能力を把握した上で、あらかじめ仮置場としても利用可能な空地をリスト化し、仮置場、処理場、処理する機材等のリソースを定期的に点検する。

○ 地方公共団体は、単独での処理が困難な状況を想定した上で、過去の災害における災害廃棄物処理の課題把握や、被災地方公共団体外における広域処理が可能な体制を整備し、災害廃棄物等の処理計画の策定・見直しを行う。

○ 国は、特に処理計画未策定の中小規模の地方公共団体を対象に支援事業を実施し、災害廃棄物処理計画策定の促進を図るとともに、地方公共団体は、災害廃棄物処理計画の内容を住民に周知し、理解を得ることで、計画の実効性を高める。

【目標】

① 一般廃棄物・災害廃棄物対策【環境省】

・ 一般廃棄物処理施設の防災機能を向上させる。

・ 地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。

【具体目標［4-13-①］】

★　竣(しゅん)工・稼働後 25 年以上経過した施設のうち、緊急性が認められる一般廃棄物処理施設の整備・更新の完了率

＜全国＞

17%【Ｒ５】　→　30.8%【Ｒ12】

・　災害廃棄物処理計画策定率

＜推進地域（市町村）＞

94%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

14　災害情報の収集・共有

○　国は、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）等の機能強化に引き続き努める。

○　国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、新総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させる　。

○　国は、関係機関の保有する災害情報等の共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。

○　消防機関が取得した映像等の被災地の情報について、国や地方公共団体をはじめとした関係者が共有する体制を強化する。

○　国、地方公共団体は、GIS を活用した情報共有基盤を整備する。

【目標】

①　南海トラフ地震に関連する情報の充実【気象庁、文部科学省】

・　地震活動及び地殻変動の解析手法の高度化により、南海トラフ地震に関して、情報の充実を図る。

【具体目標［4-14-①］】

★　緊急地震速報や震度情報等の適切な発信のため、高精度な新型地震計への更新及び地上回線途絶時にも通信可能な海底地震津波観測網陸上局舎内機器の更新の完了率

＜全国＞

60%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ24】

★　南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の地殻変動観測のためのシステムの整備完了率

＜南海トラフ地震の想定震源域＞

0%【R6】　→　100%【R11】

② 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進【内閣府】

・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用し、関係機関の防災情報システムとのデータ自動連携により迅速に情報を集約・共有する防災デジタルプラットフォームを構築する。

【具体目標［4-14-②］】

★ 地方公共団体等における新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用率

＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞

0%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

③ 地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策【消防庁】

・ 災害発生時に地上通信網が途絶した際に外部と連絡をとるため、消防庁、地方公共団体における地域衛星通信ネットワークの第３世代システム等による非常用通信手段確保を進める。

【具体目標［4-14-③］】

★ 災害時の専用衛星通信網の安定的確保が可能となる地域衛星通信ネットワークの第３世代システム等の整備完了率

＜全国＞

21%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ９】

④ 港湾等における災害情報収集等に関する対策【国土交通省】

・ 衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。

【具体目標［4-14-④］】

★ 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム（みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの）を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路における整備完了率

＜推進地域（市町村）及び南海トラフ地域の水域に存在する開発保全航路＞

13%【Ｒ６】　→　46%【Ｒ12】

15　災害情報の提供

○ 国、地方公共団体等は、発災時に、国民全体に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築しておく。特に被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者

の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車、コミュニティFM、テレビ等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築する。また、これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮する。

○　必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客へ津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮するものとする。

○　国、地方公共団体等は、発災時を想定した情報提供手段の機能検証を行い、災害時にも必要な情報が適切に発信され、被災者をはじめ国民全体が容易に入手できる環境を確保していく必要がある。また、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備する。

○　国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。国は、海外への情報発信が的確にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。

【目標】

①　外国人等への情報発信の実施【内閣府、法務省、消防庁、観光庁、気象庁】

・　外国人や訪日外国人観光客に的確な情報伝達がなされるよう、多言語化やマスメディアとの連携等を含めた多言語による情報発信を推進する。

【具体目標［4-15-①］】

・　防災パートを含む生活オリエンテーション動画の周知

＜全国＞

約８万回再生【Ｒ６】　→　50万回以上再生【R17】

・　入管庁において実施している関係者ヒアリング等を通じて構築された外国人支援団体や外国人コミュニティ等とのネットワークを活用した情報提供率

＜全国＞

100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

・　南海トラフ地震発生時におけるやさしい日本語や多言語による情報発信

＜全国＞

０回【Ｒ６】　→　１回【R17】

・　訪日外国人観光客に対する、災害時情報提供アプリ「Safety tips」を用いた、多言語による緊急地震速報等の災害時の緊急情報の提供率

＜全国＞

100％【―】　→　100％【毎年度】

16　社会秩序の確保・安定

○　国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察

による警備体制の充実や警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図るとともに、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、インターネットやSNS等の多様な情報提供手段を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報提供を行う。

【目標】

① 社会秩序の確保・安定に向けた取組の推進【警察庁】

・ 防犯体制の強化や防犯ボランティアとの連携等により、災害発生時における地域の警戒活動の的確な実施に向けた取組を推進する。

17　多様な空間の効果的利用の実現

○ 国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、災害時に円滑に利用できる体制を整備する。

【目標】

① 多様な空間の効果的利用の実現に向けた取組の推進【内閣府、環境省、国土交通省】

・ 災害時に利用可能な空地や民間倉庫、公園等について、適切な利用体制を構築する。

② 地方公共団体に対する国有財産を活用した廃棄物仮置場や避難場所の確保等支援対策【財務省】

・ 災害時に提供可能な財産のリストを整備する。

【具体目標［4-17-②］】

・ 災害発生時に提供可能な国有財産（財務省以外の省庁が管理する国有財産を含む。）のリストを整備している財務局等の割合

＜全国＞

82%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

18　広域連携・支援体制の確立

○ 国、地方公共団体その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化等を図る。また、応急対策活動においては、防災関係機関の円滑な連携が重要であることから、災害時の連携における支障をできるだけ軽減させるための防災拠点の活用を検討する必要がある。なお、国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申合せ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。

○　地方公共団体は、応急活動体制構築の観点から、効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、各府県等に、あらかじめ明確にしておく。また、受援計画を作成し、応援を受け入れるための体制を確保する。

○　国は、国による応援組織の充実・強化を図るとともに、全国的な応急活動体制構築の観点から、応援部隊の集結・進出、広域医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。

○　広域的な活動を連携して円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

【目標】

①　地方公共団体の受援体制の確保【内閣府、消防庁】

・　受援計画作成の手引きの充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標［4-18-①］】

・　地方公共団体の受援計画の策定率

＜推進地域（市町村）＞

80%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ15】

②　避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進【国土交通省】（再掲）

・　地震災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の防災拠点としての機能を確保する。

【具体目標［4-18-②］】

★　防災拠点や避難地等の確保を図るために整備が必要な防災公園の対策（避難場所となる運動施設、支援部隊の活動拠点となる広場、災害応急対策に必要な備蓄倉庫・発電施設等の整備）完了率

＜推進地域（市町村）＞

48%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能なトイレの確保率

＜推進地域（市町村）＞

15%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時のトイレ機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用トイレの整備により災害時のトイレ機能を確保することとして目標を設定

★　広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園における災害時に活用可能な給水施設の確保率

＜推進地域（市町村）＞

31%【Ｒ４】　→　50%【Ｒ12】※

※　ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常

用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

第５節　被災地内外における混乱の防止

１　基幹交通網の確保

○　国、地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。

○　国、地方公共団体、道路管理者は、災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保することを目指して、高規格道路の未整備区間の整備や暫定２車線区間の４車線化、ダブルネットワークの強化等を推進する。

○　災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

○　また、国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資等を支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

【目標】

①　早期復旧に向けた体制構築【内閣府、経済産業省、国土交通省】

・　ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。

【具体目標［5-1-①］】

・　道路法に基づく道路啓開計画に位置付けられた道路啓開訓練実施率（再掲）

＜推進地域（７ブロック）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ８】

・　他空港との連携を空港の業務継続計画（A2-BCP）等に位置付けている計画の策定完了率

＜推進地域（41 空港）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

②　道路ネットワークの機能強化対策【国土交通省】

・　道路ネットワークの機能を強化する。

【具体目標［5-1-②］】

★　災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路の未整備区間の整備完了率

＜全国＞

6%【Ｒ５】　→　19%【Ｒ12】

２　民間企業等の事業継続性の確保

○　企業等は、サプライチェーンの寸断等による全国の生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、中枢機能やデータのバックアップ体制の強化、デジタル化に伴うシステム障害等を考慮した事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）を進め、災害時においても重要業務を継続するよう努める。特に、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保等について検討し、事業継続計画（BCP）に反映させるとともに、実効性を担保するため、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、BCP の点検、見直しにより平時からの BCM を継続的に行う。

○　国は、企業等による事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続マネジメント（BCM）を評価する事業継続力強化計画認定制度、レジリエンス認証制度等の手法を活用し、事業継続の実効性の向上を促進する。

○　国や金融機関等は、国民や事業者に対して、金融システムに関する適切な情報発信及び冷静な行動の呼び掛けを行う。また、スマートフォン等による電子決済システム増加の状況を踏まえ、関係事業者は電子決済システムの強化に加え、災害時の経済活動に関する混乱を軽減するための適切な利用を周知する。

【目標】

①　事業継続の取組の推進【関係省庁】

・　事業継続ガイドラインをはじめとする各業種向けの BCP 策定指針や支援策等の活用により、企業等の事業継続への取組を促進する。

【具体目標［5-2-①］】

★　物流事業者（大企業）における BCP の策定完了率

＜全国＞

41％【Ｒ５】　→　100％【Ｒ12】

★　物流事業者（中堅企業）における BCP の策定完了率

＜全国＞

17％【Ｒ５】　→　100％【Ｒ17】

・　大企業の BCP の策定完了率

＜全国＞

76.4％【Ｒ５】　→　100％【Ｒ17】

・　中堅企業の BCP の策定完了率

＜全国＞

45.5％【Ｒ５】　→　80％【Ｒ17】

・　事業継続力強化計画の認定数

＜全国＞
62,802 件【Ｒ５】　→　90,000 件【Ｒ８】

・　事業継続ガイドライン・簡易パンフレットの活用促進、能登半島地震被災エリア企業の防災・事業継続の取組調査結果の周知率
＜全国＞
100％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

②　企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の促進【内閣府、経済産業省、内閣官房】

・　企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の活用を事業者に対して促進して、実効性のある事業継続の取組を促進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにすることを通じ、実効性のある事業継続の取組を促進する。

【具体目標［5-2-②］】

・　企業等の事業継続の取組を評価する手法・制度の活用促進
＜全国＞
100％【Ｒ５】　→　100％【毎年度】

・　事業継続力強化計画の認定数（再掲）
＜全国＞
62,802 件【Ｒ５】　→　90,000 件【Ｒ８】

③　金融システムの安定に向けた取組の推進【金融庁】

・　金融機関や金融商品取引所等と共同で訓練を実施する。

【具体目標［5-2-③］】

・　金融機関や金融商品取引所等と共同の防災訓練実施率
＜全国＞
100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

・　銀行業界における横断的訓練の実施割合
＜全国＞
100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

・　３市場合同の横断的訓練の実施割合
＜全国＞
100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

３　国及び地方公共団体の業務継続性の確保

○　国、地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要となる人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、

資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。

○　地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援計画を策定し、受援体制の整備を図る。

【目標】

①　国（政府）の業務継続体制の強化【各省庁】

・　業務継続計画の見直しにより、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。

【具体目標［5-3-①］】

・　定期的な訓練等を踏まえた業務継続計画等の改定率

＜推進地域（地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

②　地方公共団体の業務継続の取組の推進【内閣府、消防庁】

・　地方公共団体向けの業務継続の手引きの充実や研修の実施により、業務継続計画の実効性を高める取組を推進する。

【具体目標［5-3-②］】

・　地方公共団体の業務継続計画の重要６要素※策定率

＜推進地域（都府県）＞

97%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ15】

※　（１）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、（３）電気、水、食料等の確保、（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（５）重要な行政データのバックアップ、（６）非常時優先業務の整理

・　地方公共団体の業務継続計画の重要６要素※策定率

＜推進地域（市町村）＞

59%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ15】

※　（１）首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、（３）電気、水、食料等の確保、（４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、（５）重要な行政データのバックアップ、（６）非常時優先業務の整理

③　地方公共団体の受援体制の確保【内閣府、消防庁】（再掲）

・　受援計画作成の手引きの充実や研修の実施により、地方公共団体における受援計画の策定を推進する。

【具体目標［5-3-③］】

・　地方公共団体の受援計画の策定率
　＜推進地域（市町村）＞
　　80％【Ｒ６】　→　100％【Ｒ15】

第６節　多様な発生態様への対応

○　国、地方公共団体、施設管理者は、二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損や土砂災害警戒区域等の被害、河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。さらに、これら重要施設や避難場所・避難路等が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難指示等の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所の設定を行う。

○　国、地方公共団体は、南海トラフ地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるとともに、応急対策要員・物資等の応援計画、地域住民等への情報提供方法等をあらかじめ策定しておく。

第７節　様々な地域的課題への対応

○　超広域的に被害が発生することにより、地域ごとに様々な態様の被害が想定されることから、それぞれの地域特性を踏まえた対策をあらかじめ検討する必要がある。

１　高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保

○　国、地方公共団体、施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

○　国、地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置の普及促進等によるエレベーターの安全対策を推進する。また、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進するとともに、運転休止したエレベーターの早期復旧のために施設管理者や利用者の理解・協力を得るべき事項について周知を図る。さらに、施設管理者は、エレベーター内への防災備蓄品の配置等のソフト対策を促進する。

【目標】

① マンション・高層建築物における防災対策の強化【国土交通省】（再掲）

・ マンション・高層建築物内設備の地震対策や機能強化を図る。

【具体目標［7-1-①］】

・ 地震時管制運転装置の設置率

＜推進地域（都府県）＞

48%【Ｒ６】 → 70%【Ｒ17】

② 地下街の耐震性向上等に関する対策【国土交通省】

・ 地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。

【具体目標［7-1-②］】

★ 地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が完了した地下街の割合

＜推進地域（市町村）＞

84%【Ｒ５】 → 86%【Ｒ12】

2 ゼロメートル地帯の安全確保

○ 国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続いたりするなどの危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化及び災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップ等の作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図る。

○ 国、地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。

【目標】

① 河川堤防・水門等の耐震化【国土交通省】（再掲）

・ 切迫する巨大地震・津波等に備え、津波浸水被害リスクの高い地域等において、河川堤防の耐震化と水門・樋門等の耐震化の推進を図る。

【具体目標［7-2-①］】

★ 河川堤防等の地震・津波対策の対策完了率

＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の堤防等の集計値）＞

75%【Ｒ５】 → 81%【Ｒ12】

★ 水門・樋(ひ)門等の地震・津波対策の対策完了率

＜推進地域（津波遡上区間が包含される河川の水門・樋門等の集計値）＞

74%【Ｒ５】 → 88%【Ｒ12】

② 海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】（再掲）

・ 津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

【具体目標［7-2-②］】

★ 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

42%【Ｒ５】　→　50%【Ｒ12】

★ 海岸堤防等の耐震対策の完了率

＜推進地域（市町村）＞

59%【Ｒ５】　→　64%【Ｒ12】

・ 水門・陸閘(こう)等の安全な閉鎖体制の確保率

＜推進地域（市町村）＞

84%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ22】

３　原子力事業所等の安全確保

○ 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和３２年法律第１６６号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

○ 国、地方公共団体、原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」（平成１１年法律第１５６号。以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講ずるものとする。

【目標】

① 原子力事業所等の安全確保に向けた対策【原子力規制庁】

・ 原災法第１３条の２の規定に基づき、原子力事業者が実施し、その結果を原子力規制委員会に報告することとなっている防災訓練の実施により、防災体制の構築を図る。

【具体目標［7-3-①］】

・ 全事業所における原災法上の事業者防災計画に基づく原子力事業者防災訓練の実施率

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

４　石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保

○ 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート及び周辺の安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」（昭和５０年法律第８４号）、

「消防法」（昭和２３年法律第１８６号）、「高圧ガス保安法」（昭和２６年法律第２０４号）、「災害対策基本法」（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）等の災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難勧告・避難誘導等が的確に行われる体制の整備等の対策を進める。また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。

【目標】

①　石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】

・　防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。
・　石油コンビナート内の高圧ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。
・　石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応するため、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）等を用いた訓練等を実施し、応急対応能力の強化を図る。

【具体目標［7-4-①］】

・　緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）等を用いた訓練等を「全国６ブロックにおける合同訓練で年１回以上」実施

＜全国＞

100％【Ｒ６】　→　100％【毎年度】

５　孤立可能性の高い集落への対応

○　地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進める。

○　地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（１週間程度）の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

○　国、地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク、衛星電話、衛星通信、無人航空機等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の道路被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、要員・資機材の集積等のためのオープンスペースやヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。

【目標】

① 道路閉塞等の被害防止【国土交通省】

・ 緊急輸送道路の法面・盛土における対策を促進することにより、発災後の緊急輸送道路の機能を確保する。

【具体目標［7-5-①］】

★ 緊急輸送道路の法面・盛土における対策必要箇所の整備完了率

＜推進地域（市町村）＞

65%【Ｒ５】　→　76%【Ｒ12】

② 農山漁村の防災対策【農林水産省】

・ 農林道の迂回路等としての活用に係る関係者間の情報共有を促進する。

・ 漁業地域における避難路、避難施設の整備を推進する。

【具体目標［7-5-②］】

・ 最大クラスの津波に対し安全に避難し、一定期間滞在することが可能となった漁村人口の割合（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

46%【Ｒ５】　→　67%【Ｒ12】

・ 避難路や迂(う)回路等になっている農道について、幅員、延長、構造物（橋梁(りょう)及びトンネル）の状況等を記載した調書の策定割合

＜推進地域（市町村）＞

100%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

・ 避難路や迂(う)回路等になっている林道について、幅員、延長、構造物（橋梁(りょう)及びトンネル）の状況等を記載した調書の策定割合

＜推進地域（都府県）＞

100%【Ｒ５】　→　100%【毎年度】

③ 代替路となる林道等の整備【林野庁】

・ 強靱で災害に強く代替路にもなる林道等の災害時に備えた特に重要な林道の整備・強化等を行い、林業・山村地域の防災対策を推進する。

【具体目標［7-5-③］】

★ 特に重要な林道路線における排水施設や法面保全等の整備・強化完了率

＜推進地域（都府県）＞

52%【Ｒ５】　→　71%【Ｒ12】

６　沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

(1)　農業用施設等における地震・津波対策

○ 国、地方公共団体、関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止又は軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推

進する。

○　国、地方公共団体等は、地震による破損等で決壊した場合の浸水想定区域内に住宅や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、ため池工事特措法に基づき防災工事等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知、ため池管理者等への技術的な支援や遠隔監視機器の導入等による管理・監視体制の強化等のソフト対策も併せて推進する。

【目標】

①　農業水利施設の耐震化【農林水産省】

・　推進地域における重要度の高い農業水利施設の耐震化を図る。

【具体目標［7-6-(1)-①］】

・　耐震対策が早期に必要と判明し、被災による影響度が極めて大きい重要度の高い国営造成施設における対策完了率

＜推進地域（９施設）＞

44%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ16】

②　農地等の湛水被害等の防止【農林水産省】

・　推進地域における地震による農地及び周辺地域の湛水被害等の防止を推進する。

【具体目標［7-6-(1)-②］】

★　防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率

＜推進地域（市町村）＞

33%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ17】

★　ため池工事特措法※に基づく推進計画に位置付けのある防災重点農業用ため池の劣化状況、地震・豪雨耐性評価の完了率

※　防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和２年法律第56号)

＜推進地域（市町村）＞

69%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

・　湛(たん)水被害等のおそれがあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地すべり対策等）を講ずる優先度が高い農地等における対策完了率

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ５】　→　50%【Ｒ12】

(2)　港湾・漁港における地震・津波対策

○　国、地方公共団体、関係事業者等は、地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進、漁業用燃料タンクの耐震・耐津波・耐浪化を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を

生かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの開発・普及を図る。

【目標】

①　漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化【農林水産省】

・　水産物の流通拠点や災害時に物資輸送の拠点等となる漁港の主要施設において、地震・津波・波浪等に対する安全の確保を図る。

【具体目標［7-6-(2)-①］】

・　水産物の流通拠点や災害時に物資輸送の拠点等となる漁港のうち、主要施設（岸壁、防波堤等）において必要な耐震・耐津波・耐浪化対策が完了した漁港の割合

＜推進地域（市町村）＞

19%【Ｒ５】　→　40%【Ｒ12】

7　文化財・陵墓等の防災対策

○　国、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策、浸水対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。

○　地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。

○　地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、地域住民等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

○　国は、陵墓等について災害危険性や老朽化の状況等に関する調査を進めるとともに、早急に対策が必要な防災整備、老朽化対策を推進し、激甚化・頻発化する自然災害に伴う近隣被害の回避・軽減を図る。

【目標】

①　文化財の防災対策強化【文化庁】

・　国指定文化財（建造物）の防火・耐震対策、重要伝統的建造物群保存地区における防火・耐震対策、史跡・名勝・天然記念物の水害・老朽化対策、国指定文化財（美術工芸品）の水害・老朽化対策を推進する。

【具体目標［7-7-①］】

★　不特定の者が立ち入る国宝・重要文化財のうち、特に優先して対策すべきものに係る耐震対策の完了率

＜推進地域（市町村）＞

48%【Ｒ５】　→　66%【Ｒ12】

・　不特定の者が立ち入る世界遺産・国宝・大規模な重要文化財のうち、特に優先して対策すべきものに係る防火設備の老朽化対策等の完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　24%【Ｒ６】　→　99%【Ｒ12】

・　国指定文化財（美術工芸品）の保存活用施設のうち、特に優先して対策すべきものに係る水害・老朽化対策の完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　11%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ19】

・　重要伝統的建造物群保存地区のうち、特に優先して対策すべき地区内の不特定の者が立ち入る公共所有の伝統的建造物に係る耐震対策の完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　50%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ15】

・　史跡等に所在する災害時のリスクが高い斜面等のうち、特に優先して対策すべきものに係る水害・老朽化対策の完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　史跡等の石垣悉(しっ)皆調査及び石垣耐震診断に基づく保全対策の完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　0%【Ｒ６】　→　4%【Ｒ12】

・　重要伝統的建造物群保存地区のうち、特に優先して対策すべき地区に係る防災計画の策定完了率
　＜推進地域（市町村）＞
　　64%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ14】

②　陵墓等の防災対策・老朽化対策【宮内庁】

・　陵墓等（対象地域内 397 か所）について、災害危険性や老朽化の状況等に関する調査を進めるとともに、早急に対策が必要な防災整備、老朽化対策を推進する。

８　デジタル技術を活用した防災対策の推進

○　国は、防災情報のデータ連携のための環境整備を図るとともに、ドローンカメラ等に代表される各種 IoT データの防災関係機関間での適切な取得・共有等が可能となるよう、システム構築及び運用することで、災害対応の高度化を図る。

○　国は、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

○　国、地方公共団体等は、防災分野におけるデジタル技術の活用を推進するとともに、情報通信インフラが途絶した場合においても利用可能とするため、頑強なシステム設計の推進、又はオフラインでの作業内容等を事前に検討しておくなどの備えを進める。

【目標】

①　防災分野におけるデジタル技術の活用の推進【各省庁】

・　デジタル技術を活用した防災対策を推進する。

【具体目標［7-8-①］】

★　地方公共団体等における新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の利用率(再掲)

＜全国（本システムの利用者である省庁、地方公共団体、指定公共機関）＞

0%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

・　総合防災情報システム（SOBO-WEB）へ原子力に関する防災関連データの連携の進捗率

＜全国＞

33%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★　地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率（再掲）

＜推進地域（都府県）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　地方公共団体における新物資システム（B-PLo）の操作訓練参加率（再掲）

＜推進地域（市町村）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　消防本部における耐災害性強化や新技術等に対応した標準仕様等に基づく指令システムの導入完了率（再掲）

＜推進地域（消防本部）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ17】

★　モデル事業の対象消防本部における、デジタル技術等を活用した新技術の導入による消防活動の省力化・効率化（通報・出動・情報収集・指揮統制・部隊活動等）の取組完了率（再掲）

＜推進地域（消防本部）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

・　消防防災分野における重要施策推進等を目的とする消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）を活用して実施したDX・新技術の活用に関する実証事業の完了率（再掲）

＜推進地域（委託先研究機関）＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ12】

★　南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の地殻変動観測のためのシステムの整備完了率（再掲）

＜南海トラフ地震の想定震源域＞

0%【Ｒ６】　→　100%【Ｒ11】

★　整備が必要な南海トラフ西側への海底地殻変動観測装置（３か所）の設置率

＜３か所＞

33%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ11】

第８節　後発地震への対応

○　国は、ひずみ計や海底基準局を用いた海底地殻変動観測等の海域の観測網をはじめとした、南海トラフ沿いでの地震活動及び地殻変動等のモニタリングに必要な観測網の維持・強化を行う。また、モニタリングにおいて異常な現象が観測された場合、南海トラフ地震との関連性を緊急に評価するための臨時の南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、「南海トラフ地震臨時情報」を迅速に発表する。

○　国、地方公共団体等は、国民全体に対し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）」の内容や「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応等を的確に伝達するため、平時からの「南海トラフ地震臨時情報」に関する理解促進に向けた周知・広報を継続的に行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の応急対策に係る要員・物資の確保等の計画、地域住民や観光客等への情報提供方法、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の事前避難対象地域等をあらかじめ定めておき、報道機関等との連携を強化することにより呼び掛けの充実を図る。その際、とるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的でわかりやすく説明することに加え、南海トラフ地震臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も併せて実施する。

【目標】

①　「南海トラフ地震臨時情報」の理解促進【内閣府、気象庁】

・　SNS やリーフレット等による周知、メディアとの連携による国民の「南海トラフ地震臨時情報」の理解促進に向けた取組を図る。

【具体目標［8-①］】

・　「南海トラフ地震臨時情報」の理解促進を目的とした SNS による発信の実施

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

②　防災体制の構築【各省庁】

・　国、地方公共団体、指定公共機関等は、関係機関と連携しながら「南海トラフ地震臨時情報」発表時の応急対策に係る要員・物資の確保等の計画をあらかじ

め検討しておく。

【具体目標［8-②］】

・　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えた、大規模地震を想定したデジタル庁内の防災訓練（年１回以上）の実施率

＜デジタル庁＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

・　「南海トラフ地震臨時情報」の発表時を想定した応急対策について盛り込んだ業務継続計画の策定率

＜原子力規制委員会＞

0%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

・　参集要員の１週間分、参集要員以外の職員等の３日分程度の緊急食料品、飲料水、簡易トイレの備蓄品確保率

＜外務省＞

100%【Ｒ６】　→　100%を維持【R17】

③　外国人等への情報発信の実施【内閣府、法務省、消防庁、観光庁、気象庁】

・　外国人や訪日外国人観光客に的確な情報伝達がなされるよう、多言語化やマスメディアとの連携等を含めた多言語による情報発信を推進する。

【具体目標［8-③］】

・　防災パートを含む生活オリエンテーション動画の周知（再掲）

＜全国＞

約 8 万回再生【Ｒ６】　→　50 万回以上再生【R17】

・　入管庁において実施している関係者ヒアリング等を通じて構築された外国人支援団体や外国人コミュニティ等とのネットワークを活用した情報提供率（再掲）

＜全国＞

100%【Ｒ６】　→　100%【毎年度】

・　南海トラフ地震臨時情報発表時におけるやさしい日本語や多言語による情報発信

＜全国＞

0 回【Ｒ６】　→　1 回【R17】

・　訪日外国人観光客に対する、災害時情報提供アプリ「Safety tips」を用いた、多言語による緊急地震速報等の災害時の緊急情報の提供率（再掲）

＜全国＞

100%【―】　→　100%【毎年度】

④　電子基準点網等の耐災害性強化対策【国土地理院】

・　災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、耐災害性強化対策を実施する。

【具体目標［8-④］】

★　電子基準点網における耐災害性強化対策（機器の更新、省電力化、通信回線冗長化等）の完了率

＜推進地域（市町村）＞

63%【Ｒ５】　→　100%【Ｒ12】

第４章　南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

○ 南海トラフ地震による被害は極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が絶対的に不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、膨大な避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来するおそれがあること、南海トラフの東側で発生した後、西側で発生するなど多様な発生形態をとる可能性があること等に十分留意することが必要である。

○ このため、国、地方公共団体、地域住民等は、防災基本計画の災害応急対策に係る部分に基づくほか、本章に掲げる災害応急対策を推進する必要がある。

○ また、南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。

○ このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、時間差発生等を考慮して、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

第１節　初動体制の確立

○ 南海トラフ沿いの想定震源域内においてＭ８．０以上の地震が発生したときは、内閣総理大臣は、直ちに閣議を開催し緊急災害対策本部を設置するものとする。また、南海トラフ沿いの想定震源域内においてＭ８．０未満の地震が発生し、大規模な被害が発生していると認められたときは、防災基本計画の定めるところにより、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置するものとする。

○ 内閣総理大臣は、収集された情報により、南海トラフ地震が発生し、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに閣議を開催し災害緊急事態の布告を決定するものとする。内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため、速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

○ 緊急災害対策本部長は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の報告を受けたときは、直ちに、推進地域を有する都府県の知事及び推進地域に指定された市町村の長に対して、人命救助活動等に加え、後発地震の発生に

備え、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨を指示するものとする。市町村長に対する指示は、都府県知事を通じて行うものとする。

○ 緊急災害対策本部長が、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示をしたとき、内閣総理大臣は、国民に対する周知を行うものとする。

○ 国、地方公共団体等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間を経過したときは、後発地震に対して警戒する措置を原則終了するものとする。国は、その後更に１週間、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を国民に呼び掛けるものとする。当該期間を経過した後は、国、地方公共団体等は、後発地震に対して注意する措置を原則終了するものとする。

○ 緊急災害対策本部長が、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示をしたとき、対処基本方針を既に定めている場合又はその後定める場合は、対処基本方針に当該措置について定めるものとする。

○ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したときは、国は、関係省庁の職員を招集し、関係省庁災害警戒会議を開催する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に当該地域で発生した地震に関し、既に災対法に基づく緊急災害対策本部、非常災害対策本部若しくは特定災害対策本部の設置又は関係省庁災害対策会議が開催されているときは、緊急災害対策本部会議、非常災害対策本部会議若しくは特定災害対策本部会議又は関係省庁災害対策会議の開催をもって、関係省庁災害警戒会議を開催したとみなす。

○ 国は、気象庁が南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生した後に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したときは、推進地域においては後発地震の発生に備え、当該地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を国民に呼び掛けるものとする。

○ 国は、気象庁が南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された後に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したときは、推進地域においては後発地震の発生に備え、プレート境界内で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を国民に呼び掛けるものとする。

第２節　広域応援体制の確立

○ 地方公共団体は、超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国による支援だけでなく、地方公共団体間での人的・物的支援や広域一時滞在の仕組み等、広域的な応援を円滑に実施できる体制をできる限り具体化するものとする。ま

た、これらの体制を受け入れるための体制を確保する。

○　国は、極めて広域にわたる被災地域において地方公共団体と一体となった災害応急対策を実施するため、地域ブロックごとに現地対策本部の設置、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等を通じて連絡体制を強化するとともに、被害拡大防止のための専門家の派遣、情報通信機材、災害対策用機械の派遣等を含め、政府一体となった地方公共団体支援体制を構築する。

第３節　迅速な被害情報の収集

○　各防災関係機関は、極めて広域にわたる被災状況の正確な収集のための行動を直ちに開始できるよう、それぞれの役割や調査手順をあらかじめ定め、重複を避けて画像情報や位置情報を含めた情報収集に当たるとともに、防災情報システムも活用しつつ、その情報を共有する。この際、発災直後は、特に災害応急対策上重要なインフラの被災状況、津波被害で多く発生する孤立者・孤立集落の状況等を上空等からの調査等により迅速に収集するよう努める。

○　各防災関係機関は、通信の途絶、地方公共団体等行政機関の被災等により、被害の全体像を速やかに把握することは困難な可能性が高いことから、報道情報やソーシャルメディアを含む民間からの情報や各種地図情報も活用し、情報空白域の特定を含む網羅的な情報収集に努める。

○　国は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う ITS スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0 や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握するとともに、道路利用者に道路の通行可否に関するその情報が確実に伝わるよう ICT 技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。

第４節　津波からの緊急避難への対応

○　津波は時間差で繰り返し到達する危険性がある。こうした危険性をいかなる地域においても確実に住民等に認識させるため、市町村は、国等と連携して津波情報の伝達、避難指示を的確に行うとともに、住民等の避難誘導、水門等の確実な操作等を適切に行う。その際、消防団等は、自らの安全確保の範囲内で、負傷したこと等による逃げ遅れた者の救助を適切に行う。また、市町村は、道路管理者及び都府県警察と連携し、津波による浸水が想定される地域への人や車両の立入りを制限するものとする。

○　なお、津波による浸水が想定される地域への立入りの制限等の措置を行うに当たっては、当該措置及びこれにより発生する交通渋滞が住民等の避難の妨げにならないよう留意する。

第５節　緊急輸送のための交通の確保

○　国は、あらかじめ全国からの救助・救急、消火活動等に当たる部隊等の人的資源のほか、燃料等の物的資源の迅速な搬送を目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。

○　緊急災害対策本部は、一般車両が通行困難な区間においては自衛隊等による輸送を活用する。

○　国、地方公共団体は、孤立した集落等への陸路進出が困難な場合を想定し、あらかじめ空路、海路の活用に向けて関係機関と調整を図り、救助部隊や支援物資を迅速に輸送できるようアクセス確保に努める。

第６節　救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動

○　国は、全国から被災地に、防衛、社会秩序の維持、消防上不可欠な部隊を除く最大勢力の自衛隊の災害派遣部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE、海上保安庁の部隊及びDMAT等を派遣するものとし、関係機関は、被害想定を踏まえたできる限り具体的な行動計画の作成とその訓練を行うものとする。

○　救助・救急、消火活動に当たる実動部隊は、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水・交通規制等）との密接な連携体制の下、人命及び身体の安全を最優先にして事態に対処する。また、関係機関は、救助・救急、消火活動の円滑な実施を図るため、災害応急対策に支障となる航空機の飛行制限の措置や、現場レベルでの実動部隊間の調整・情報共有を図る措置を講ずる。

○　国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。

第７節　津波火災対策

○　国、地方公共団体は、津波により発生する大規模火災について、初期消火、部隊等の現場への到達、通常の消防水利の確保、放水活動等が通常の火災よりも困難であることを踏まえ、遠距離大量送水システム等による消防水利の確保、ヘリコプターを活用した応援部隊等の人員・資機材の搬送、空中消火等を図る。

第８節　膨大な傷病者等への医療活動

○　医療施設が被災し、機能が低下する中で、膨大な傷病者が発生し、入院患者への対応も必要となる。対象患者の広域医療搬送のための輸送手段にも限界があることから、地方公共団体等は、国その他の関係機関と連携して、災対法第８６条の３の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動

に取り組む。また、広域医療搬送に当たっては、自衛隊航空機のみならず、防災関係機関が所有する航空機、民間航空機等も最大限活用して、迅速な対応に努める。

○ 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

第９節　物資の絶対的な不足への対応

○ 発災後まもなくして、食料、生活必需品等の備蓄物資等が不足することが見込まれるため、国は、必要に応じて受入体制等の情報収集に努めつつ、地方公共団体からの要請又は要求を待たずに、物資を供給（調達・輸送）することとする。なお、この方法による救援物資の供給は、発災直後の情報混乱期に限定して行うものとし、できる限り早期に地方公共団体の要請に基づく救援物資の供給に切り替えるよう留意する。

○ 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国、地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルールの明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。

○ 被害が極めて広域かつ甚大な場合、国、地方公共団体による救援物資だけでは物資が絶対的に不足することから、国、地方公共団体等は、サプライチェーン及び民間ロジスティクスの早期回復、小売店の早期営業再開のためのライフライン、インフラの復旧、燃料の供給等に努める。

第 10 節　ライフライン等の臨時確保・復旧対策

○ ライフライン事業者やインフラの事業者は、特に沿岸部の津波浸水地域を中心に、発災後において広域的な連携活動を早期に確立し、全国から要員や資機材の確保を行うとともに、国や地方公共団体と連携して、政治、行政、経済等の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン、インフラの早期復旧に努める。この際、国、地方公共団体は、GIS の活用等により輸送手段・ルート情報や航空写真、画像情報等、ライフライン、インフラの早期復旧のために必要な情報を的確に提供する。

○ 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設等が被災することが想定されることから、国は、全国規模での的確な交通手段確保のための調整を行う。

○ 被災地ではあらゆる活動に必要な燃料が圧倒的に不足することが見込まれる。また、電力・ガスは災害発生直後から、円滑な災害応急対策活動の実施や避難所における避難者の生活環境確保、医療施設等の重要施設における医療活動継続のために必要である。また、通信は、重要施設を中心に確保することが必要となる。

○ ライフライン、インフラ事業者は、他のライフライン、インフラにおいても同

時に被害が生じることを考慮して、相互に連携体制の整備・強化を図るものとする。

○ 災害応急対策活動や重要施設の業務継続のため、燃料、電力・ガスを臨時に優先して供給すべき施設及び通信を臨時に優先して確保すべき施設をあらかじめ抽出の上、国、地方公共団体、事業者間で共有しておく。

○ このため、各事業者は国の指示を待つことなく、事業者間の全国的な連携により、発災直後のあらゆる活動に必要不可欠な燃料の全国からの緊急確保、電力・ガスの臨時供給、被災地域の医療施設や災害対策本部庁舎等の重要施設の機能維持に努める。

第 11 節　膨大な避難者等への対応

○ 国、地方公共団体は、避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置いて、飲料水、食料等の物資の円滑な供給、的確な情報の提供に努める。また、避難所への避難者を減らす対策として、被災地外への疎開、帰省等を促進する。

○ 地方公共団体は、あらかじめ指定した指定避難所では不足する場合には、民間事業者が所有するホテル・旅館等について、避難所としての活用を促進する。また、他の地域への広域一時滞在の調整、応急活動に支障のない範囲で所管施設へ避難希望者の受入れを図るとともに、応急仮設住宅の早期提供に努める。

○ 地方公共団体は、様々なニーズに配慮した避難所運営を行うとともに、被災者の心のケアのために、DPAT の派遣についても考慮し、被災者対応に当たる。

第 12 節　一斉帰宅抑制対策

○ 膨大な帰宅困難者の発生により災害応急対策の妨げとなる事態を防止するため、国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等を積極的に広報するとともに、従業員や児童生徒等の一時的な収容を、企業や学校等に呼び掛ける。また、地方公共団体は、関係する民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に一斉帰宅を抑制するために一時的に滞在できる施設等の必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、災害時帰宅支援ステーションの確保等を行う。

第 13 節　国内外への適切な情報提供

○ 国、地方公共団体等は、被災者ニーズを十分把握し、被害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、報道関係機関及びポータルサイト・サーバー運営業者と連携し、定期的に公表する等、適切に提供する。

○ 国は、海外からの日本に対する信頼性の確保等を図るため、政府の被災地対応の状況について、海外に対しても適切に情報を提供する。

第 14 節　施設・設備等の二次災害対策

○　国、地方公共団体又は施設等の管理者は、一連の地震活動や降雨による二次災害防止のため、地盤の緩みや施設の損傷、河道閉塞等の発生の有無等の緊急点検・調査及びそれを踏まえた応急措置を行うとともに、余震等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定等を迅速に行う。また、大規模な二次災害の発生を防止するため、国は必要に応じて、TEC-FORCE の重点的派遣を行う。

○　石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処する。

第 15 節　原子力事業所等への対応

○　国、地方公共団体、原子力事業者は、原子力事業所所在市町村において、震度５弱又は震度５強の地震が発生した場合等は、施設の点検及び連絡体制の確立等を実施し、また、原子力事業所所在市町村で震度６弱以上の地震や所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発表等の原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生した場合は、施設の点検及び緊急時モニタリング、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を実施する等、事態に応じて、原災法、原子力災害対策指針、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力事業者防災業務計画等に従って対処する。

第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

○　南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、南海トラフ法第５条第１項及び第２項の規定に基づき、関係指定行政機関及び関係指定公共機関が防災業務計画において、関係地方防災会議等が地域防災計画において、関係石油コンビナート等防災本部等が石油コンビナート等防災計画において定めるものであり、推進計画においては、前章までに定める事項を踏まえ、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から以下の事項について記載するものとする。

○　その際に、地方公共団体等においては、推進計画の実効性を高めるために、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定性的な分析にとどまらず、施策ごと、地域ごとに需要と供給の定量的な分析等を行った上で以下の事項を定めるものとする。国は、地方公共団体等におけるこれらの取組に対して必要な支援を実施するものとする。

○　第５節については、南海トラフ地震における時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項について記載しているものである。

第１節　重点施策に関する事項

○　南海トラフ地震の発生確率は今後３０年以内に約８０％程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがある。

○　このため、全ての施策を一律に講ずることとするのではなく、地域特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね１０年間で完遂するべき重点施策として具体的に定め、今後重点的に推進することを推進計画に明示するものとする。

○　重点施策については、防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

○　南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。

○　このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。

○　特に、地方公共団体は、レベル２の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

○　また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

○　これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たっては、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

○　これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

第３節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

１　津波からの防護

○　国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

○　国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、２(2)を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

○　また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。

○　津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

２　円滑な避難の確保

(1) 津波に関する情報の伝達等

○　国、地方公共団体等は、気象庁の発表する津波警報等が、各計画主体の機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。

○　地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

○　国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

○　地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。津波警報等の迅速な伝達を行うため、国、地方公共団体は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。いずれの場合も、伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

○　必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客へ津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮するものとする。

(2) 地域住民等の避難行動等

○　地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。

○　これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

○　その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。

○　上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

○　地方公共団体は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。

○　地方公共団体、関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

○　避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

○　なお、これらを定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

○　各計画主体が、必要な安全確保対策を推進計画に明示する場合においては、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

(3) 避難場所及び避難所の運営・安全確保

○　避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

○　地方公共団体は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成、食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等の要配慮者への対応、飼い主による家庭動物との同行避難といった様々なニーズへの対応、避難所における再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。その際、避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策についても留意する。

○　地方公共団体は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。また、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

○　避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

○　また、孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

○　地方公共団体は、避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

○　地方公共団体は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものとする。

(4) 意識の普及啓発

○　地方公共団体は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に的確な避難を行うこと

ができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

○　また、国は、マニュアル作成や技術的支援を行うなど、地方公共団体が行うこれらの対策を積極的に支援するとともに、津波に対する心得についての広報等、国民一人ひとりが主体的に避難行動をとれるよう意識を啓発するための対策について明示するものとする。

(5) 関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

○　市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立　　等

○　国、地方公共団体は、消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図ることについて、推進計画に明示するものとする。

イ　上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

（ア）上下水道

○　地方公共団体は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

（イ）電気

○　電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

○　電気事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等のとるべき措置の内容を推進計画に明示するものとする。

○　電気事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策について推進計画に明示するものとする。

（ウ）ガス

○　ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

（エ）通信

○　電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等のとるべき措置の内容を、推進計画に明示するものとする。

○　電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策について推進計画に明示するものとする。

（オ）放送

○　放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

○　放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

○　放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を推進計画に明示するものとする。

ウ　交通

（ア）道路

○　都府県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について交通規制の内容を定め、推進計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

○　地方公共団体は、交通規制の内容について、推進計画に明示するものとする。

（イ）海上及び航空

○　国は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化や船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置について、推進計画に明示するものとする。

○　また、国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を推進計画において定めるものとする。
○　港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾について港湾利用者の避難等、必要な安全確保対策をとることを、推進計画に明示するものとする。
○　空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場について速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策をとることを、推進計画に明示するものとする。

（ウ）鉄道

○　鉄道事業者等は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を、推進計画に明示するものとする。

（エ）乗客等の避難誘導等

○　各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画において明示するものとする。

⑹　その他計画主体が自ら管理等を行う施設等に関する対策

○　地方公共団体等は、庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について推進計画に明示するものとする。
○　地方公共団体は、動物園等特殊施設について、津波避難への支障の発生を防止するなどの観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を推進計画に明示するものとする。
○　各計画主体は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を、推進計画に明示するものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。
○　各計画主体は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、推進計画に明示するものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

⑺　計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

○　第６章第２節に準ずる。

３　迅速な救助

○　国、地方公共団体は、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制について、推進計画に明示するものとする。その際、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮するものとする。

○　国、地方公共団体は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、推進計画に明示するものとする。

○　国、地方公共団体は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等、活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等について、推進計画に明示するものとする。

第４節　関係者との連携協力の確保に関する事項

１　資機材、人員等の配備手配

○　各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて、推進計画に明示するものとする。なお、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化についても考慮するものとする。

○　各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示するものとする。

○　上記の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

２　自衛隊の災害派遣

○　関係都府県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を推進計画に明示するとともに、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。その他関係する計画主体についても、自衛隊の展開・活動に必要となる空港・港湾の確保を含め、同様の措置を講ずるとともに、これらの計画については、１の計画との整合性を図った上で、推進計画に明示するものとする。

○　自衛隊においては、南海トラフ地震の発生時における災害派遣活動について、

あらかじめ必要な計画を定めておくとともに、各計画主体が策定する各種計画の策定に当たっては協力するものとする。

３　物資の備蓄・調達

○　地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。また、物資の備蓄については、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

４　帰宅困難者への対応

○　国、地方公共団体は、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。また、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部においては、国、地方公共団体、民間事業者等は、協力して一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めることとし、推進計画に明示するものとする。

第５節　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

○　各計画主体は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について推進計画に明示するものとする。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

○　災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

○　地方公共団体は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるようその経

路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

○ 地方公共団体は、各々の災害対策本部の設置運営方法その他の事項について定め、地方公共団体以外の機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

○ 各計画主体は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

○ 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いるものとする。

　なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

○ 各計画主体は、推進地域外の地域住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

○ 各計画主体は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について推進計画に明示するものとする。

○ 以上の周知を実施するに当たっては、各計画主体は報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

○ 各計画主体は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を推進計画に明示するもの

とする。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとるものとする。

○ 各計画主体は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路及び方法について推進計画に明示するものとする。

○ 避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う部局、報告等の対象となる事項等を推進計画に具体的に明示するものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

○ 各計画主体は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を推進計画に明示するものとする。

(5) 避難対策等

ア　地域住民等の避難行動等

○ 地方公共団体は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」）を推進計画に明示するとともに、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について、推進計画に明示するものとする。なお、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していくものとする。

○ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとし、地方公共団体はその方針、避難所の場所、その経路及び方法について、推進計画に明示するものとする。

○ 地方公共団体は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場

合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

○　以上の項目を定めるに当たっては、交通対策等の実施内容との十分な調整を図るものとする。

イ　避難所の運営

○　避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

○　高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

○　国は、地方公共団体等が滞留旅客等又は高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等のために避難所を設置した場合等には、これらの者の避難生活の状況に応じて、災害救助法等に基づき、必要な支援を実施するものとする。

(6) 関係機関のとるべき措置

ア　消防機関等の活動

○　市町村等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

・　津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
・　事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ　都府県警察の活動

○　都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置につき、次の事項を重点としてその対策を推進計画に明示するものとする。

・　正確な情報の収集及び伝達
・　不法事案等の予防及び取締り
・　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

ウ　上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

（ア）上下水道

○　地方公共団体は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動

の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、地方公共団体は、必要な飲料水を供給する体制を確保することについて、推進計画に明示するものとする。

（イ）電気

○　電気事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保することについて、推進計画に明示するものとする。

（ウ）ガス

○　ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、推進計画に明示するものとする。

○　ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を推進計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止するなどの措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示するものとする。

（エ）通信

○　電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を推進計画に明示するものとする。

（オ）放送

○　放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

○　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、

火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

エ　金融対策

○ 計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容を推進計画に明示するものとする。

○ 国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における預貯金の払戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を推進計画に明示するものとする。国は、この指導方針等において、事前避難対象地域を除く推進地域内の地域住民等の日常生活に極力支障を来さないよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけるキャッシュサービス等、金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める旨、定めるものとする。

オ　交通

（ア）道路

○ 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容について、推進計画に明示するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

○ 地方公共団体は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。

○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。

（イ）海上及び航空

○ 国は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。

○　国、地方公共団体等は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

○　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。

○　空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うことについて推進計画に明示するものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、その趣旨及び事前に必要な体制整備をすることについて推進計画に明示するものとする。

（ウ）鉄道

○　鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について推進計画に明示するものとする。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

カ　計画主体が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

○　国、地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる道路管理上の措置について、推進計画に明示するものとする。この場合において、国、地方公共団体等は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

○　国、地方公共団体等は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、国、地方公共団体等は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。

○　地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、地方公共団体は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について、

推進計画に明示するものとする。

○　地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等について推進計画に明示するものとする。

○　各計画主体は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を推進計画に明示するものとする。この場合において、各計画主体は、従業員の安全確保に配慮するものとする。

○　各計画主体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針を推進計画に明示するものとする。

キ　計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

○　第６章第３節２に準ずる。

⑺　関係者との連携協力の確保

ア　滞留旅客等に対する措置

○　市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。

○　市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を推進計画に明示するものとする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

⑴　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、地方公共団体の災害に関する会議等の設置等

○　災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）については、各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。

○　地方公共団体は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海ト

ラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

○　地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

○　地方公共団体は、各々の災害に関する会議の設置運営方法その他の事項について定め、地方公共団体以外の機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定め、その内容について推進計画に明示するものとする。

⑵　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

○　各計画主体は、その有する責務に応じて、地域住民等に冷静な対応を呼び掛けるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制及び周知方法について推進計画に明示するものとする。

⑶　災害応急対策をとるべき期間等

○　各計画主体は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

⑷　関係機関のとるべき措置

○　地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼び掛けるものとし、その方針を推進計画に明示するものとする。

○　各計画主体は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。

第６節　防災訓練に関する事項

○　各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年１回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。

○　また、想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。

○　国、地方公共団体等は、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。

○　自衛隊においては、南海トラフ地震の発生時において被災状況に応じた柔軟な活動が行えるよう、防災訓練や各種会議等を通じて防災関係機関との連携の充実を図るものとする。

○　防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

○　各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

○　この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

○　国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識

の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。

○ この場合において、地域の自主防災組織等の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

○ この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報の入手方法
- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

○ 地震防災上必要な教育及び広報に当たっては、過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努めるものとする。

○ 地方公共団体は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 地方公共団体等は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

○ また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置するなどの具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

○ さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを

配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

○　南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報に当たり留意するものとする。

第８節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

○　津波避難対策緊急事業計画は、市町村長が作成することとなっており、この場合において南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の長）が地域防災計画において定めることができるとされている「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」は、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間とする。このうち、基本的な方針においては、市町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載するものとする。また、目標及びその達成期間は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

第６章　南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

○　南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）は、南海トラフ法第７条第１項の規定に基づき、同法第３条第１項の推進地域内において第１節に定める者が第１章から第３章までに定める事項を踏まえ、推進計画との整合を図りつつ、第２節から第５節に掲げる事項について定めるものとする。

○　第３節については、南海トラフ地震における時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項について記載しているものである。

第１節　対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者

○　南海トラフ法第７条第１項の規定に基づき、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により水深３０cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成１５年政令第３２４号）第３条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

○　関係都府県知事は、対策計画の作成が円滑かつ速やかに行われるよう、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に対し、津波浸水想定に係る情報を周知するなど必要な措置を講ずるものとする。

第２節　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

１　各計画において共通して定める事項

(1)　津波に関する情報の伝達等

○　第５章第３節２(1)に準ずる。

(2)　避難対策

○　各計画主体は、津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地域にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設等に出入りする者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策について明示するものとする。

○　また、円滑な避難の確保のため、必要な安全確保対策を行う場合については、第５章第３節２(2)に準ずる。

(3)　応急対策の実施要員の確保等

○　津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員につい

ては、(1)に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら具体的な要員の確保を図るものとする。この場合において、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとする。

○　応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置するものとする。この場合において、当該組織の内容等を具体的に定めるものとする。

２　個別の計画において定める事項

(1)　病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

ア　津波警報等の顧客等への伝達

○　各計画主体は、津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。

・　顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考えるなどの措置を講ずること。

・　顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。

○　なお、海岸近くにある施設を運営・管理する計画主体は、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

イ　顧客等の避難のための措置

○　各計画主体は、顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を対策計画に明示するものとする。

ウ　施設の安全性を踏まえた措置

○　各計画主体は、中・高層の建築物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として３階以上）を避難場所とすることができるものとする。

(2)　石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

○　津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周

辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、各計画主体は、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、第５章第３節２(2)を踏まえ、対策計画に具体的に明示するものとする。

○　この場合において、対策計画に定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものとする。

(3)　鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

ア　津波警報等の旅客等への伝達

○　(1)アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても、対策計画に具体的に明示するものとする。

イ　運行等に関する措置

○　鉄道事業、軌道事業については第５章第３節２(5)ウ（ウ）に準ずる。

○　一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを対策計画に明示するものとする。

○　一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を、対策計画に明示するものとする。

(4)　学校、社会福祉施設を管理・運営する者

○　各計画主体は、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。

○　この場合において、要配慮者の避難誘導について配慮するものとする。

(5)　上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

○　上下水道事業については、第５章第３節２(5)イ（ア）に準ずる。

○　電気事業については、第５章第３節２(5)イ（イ）に準ずる。

○　ガス事業については、第５章第３節２(5)イ（ウ）に準ずる。

○　通信事業については、第５章第３節２(5)イ（エ）に準ずる。

○　放送事業については、第５章第３節２(5)イ（オ）に準ずる。

(6)　その他の施設又は事業関係

○　鉱山については、構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。

○　貯木場については、平時及び地震発生時の貯木に対する流出防止措置を対策計

画に具体的に明示するものとする。

○　地震発生時の防止措置においては、第５章第３節２(2)を踏まえ、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。

○　危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が１万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に出入する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とるべき措置について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。

○　また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、対策計画に具体的に明示するものとする。

○　道路については、第５章第３節２(5)ウ（ア）に準ずる。

○　工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する津波警報等の伝達方法及びこれらの者の避難のための措置について、その具体的内容を対策計画に明示するものとする。

第３節　時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

○　第５章第５節１(1)に準ずる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

ア 災害応急対策をとるべき期間等

○　第５章第５節２(4)に準ずる。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

○　第５章第５節２(1)に準ずる。

ウ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

○　第５章第５節２(6)カに準ずる。

(2) 個別の計画において定める事項

ア 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

○　病院や百貨店等が事前避難対象地域以外にあるときは、新たな大規模地震による施設の破損等を防止する措置等の十分な危険回避措置をとったうえで、営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮す

るものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。

○ 当該施設が事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。

○ 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

○ 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。

○ この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

○ 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

ウ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達

○ アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法について対策計画に明示するものとする。

（イ）運行等に関する措置

○ 鉄道事業、軌道事業については第５章第５節２(6)オ(ウ)に準ずる。

○ 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、その内容を対策計画に明示するものとする。

○ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域が

ある場合等における運行の停止その他運行上の措置を対策計画に明示するものとする。

（ウ）（イ）の結果生じる滞留旅客等に対する措置

○　第５章第５節２(7)アに準ずる。

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

○　幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取するなど、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

○　社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。

○　学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。

オ 上下水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

○　上下水道事業については、第５章第５節２(6)ウ(ア)に準ずる。

○　電気事業については、第５章第５節２(6)ウ(イ)に準ずる。

○　ガス事業については、第５章第５節２(6)ウ(ウ)に準ずる。

○　通信事業については、第５章第５節２(6)ウ(エ)に準ずる。

○　放送事業については、第５章第５節２(6)ウ(オ)に準ずる。

カ その他の施設又は事業関係

○　鉱山については、構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容を対策計画に明示するものとする。また、集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置を対策計画に明示するものとする。

○　貯木場については、貯木に対する流出防止措置を対策計画に具体的に明示するものとする。

○　この場合において、応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。

○　危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が１万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に出入する観客に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び観客の退避等とるべき措置について、具体的な実施内容を対策計画に明示するものとする。

○　また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、対策計画に具体的に明示するものとする。
○　道路については、第５章第５節２(6)カに準ずる。
○　工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置について、対策計画に明示するものとする。
○　この場合において、当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示するものとする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

(1)　各計画において共通して定める事項

ア　災害応急対策をとるべき期間等

○　第５章第５節３(3)に準ずる。

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

○　第５章第５節３(1)に準ずる。

ウ　関係機関のとるべき措置

○　第５章第５節３(4)に準ずる。

第４節　防災訓練に関する事項

○　第５章第６節に準ずる。なお、地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意するものとする。

第５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

○　第５章第７節に準ずる。